

ふえふきいきいきプラン

笛吹市高齢者福祉計画

第9期介護保険事業計画

(令和6年度～令和8年度)

令和6年3月

笛吹市

はじめに



市の総人口はゆるやかな減少傾向が続く中、高齢化率は年々増加し、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年には高齢化率が38.6%まで上昇する見込みです。一方で少子化が進んでおり、医療・介護など、高齢者を支える人材の不足が全国的にも課題となっています。長寿化を背景とした一人暮らし高齢者や老老介護の増加なども合わせ、高齢者を取り巻く状況は大きな転換点を迎えています。同時に課題も複雑化・複合化しており、高齢者が安心して暮らせるまちづくりに向けた取組の重要性が一層増しています。

こうした中、国では令和5年6月に、認知症の人を含めた国民一人ひとりが相互に人格と個性を尊重しつつ、支え合いながら共生する社会の実現を推進するために「認知症基本法」を可決するなど、これからの高齢者の増加を見据えた新たな取組を様々な形で進めています。

また、令和6年4月から施行される「孤独・孤立対策推進法」においては、地域におけるあらゆる施策に孤立・孤独対策の視点を取り入れることとされており、地域共生連携ネットワーク等を形成しながら、高齢者が地域でいきいきと暮らしていくために様々な支援を行うことが求められています。

笛吹市においても、「高齢者がいつまでも自分らしく暮らせるまち」を目指す姿として、「笛吹市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（ふえふきいきいきプラン）」（令和3年度から令和5年度）を策定し、高齢者一人ひとりの自立と、地域での支えあい助け合いにより、住み慣れた地域で安心していきいきと暮らし続けることのできるまちを目指した取組を進めてきました。

そしてこの度、第8期の基本理念を踏襲しつつ、今後重点的に取り組むべき事項を盛り込んだ第9期計画（本計画）を策定し、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施による介護予防活動の推進と、「認知症基本法」に基づく積極的な認知症対策等を行うことといたしました。刻々と変化する社会状況を踏まえつつ、高齢者が安心して暮らし続けられるまちの実現を目指してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見ご検討を賜りました「笛吹市介護保険運営協議会」の委員様をはじめ、令和4年度に実施しました「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」にご協力いただきました市民の皆様には厚く御礼申し上げます。

令和6年3月

笛吹市長

山下政樹

目 次

第1章	計画の策定にあたって	1
第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	計画の位置付けと計画期間	2
第3節	他計画との関係	3
第4節	計画策定の体制	4
第5節	日常生活圏域	5
第2章	高齢者を取り巻く状況	6
第1節	統計データでみる高齢者の状況	6
第2節	介護保険事業の状況	10
第3節	アンケート調査結果にみる高齢者の状況	12
第4節	第8期計画の評価	19
第5節	高齢者を取り巻く課題まとめ	24
第3章	計画の基本的な考え方	27
第1節	基本理念	27
第2節	施策の体系	28
第3節	本計画の重点施策	30
第4章	施策の展開	31
基本目標1	包括的な支援体制の充実	31
施策の方向1	地域の特性を踏まえた「地域包括ケア」の推進	31
施策の方向2	在宅医療・介護連携の推進	33
施策の方向3	生活支援体制の充実	34
基本目標2	健康と生きがいづくりへの支援	35
施策の方向1	介護予防・健康づくりの推進	35
施策の方向2	生きがいと活躍の場づくりの推進	40
基本目標3	安心した地域での暮らしへの支援	42
施策の方向1	在宅生活の支援	42
施策の方向2	家族介護者の支援	45
施策の方向3	安心・安全の確保	47

基本目標 4 権利擁護の充実	50
施策の方向1 権利擁護の推進.....	50
施策の方向2 認知症施策の推進.....	52
基本目標 5 介護保険サービスの充実	56
第1節 介護保険サービスの充実.....	56
第2節 地域支援事業の充実	71
第3節 介護保険料の設定	72
第4節 適正な保険給付の実施（笛吹市介護給付適正化計画）	83
第5章 計画の推進	87
1 計画の推進体制.....	87
2 計画の進行管理.....	87
3 SDGsの推進.....	87
資料編	88
1 笛吹市介護保険運営協議会規則.....	88
2 笛吹市介護保険運営協議会委員名簿	89
3 策定経過.....	90
4 諮問・答申.....	91
5 用語集	93

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

笛吹市では、高齢化の進行により令和3年度時点で高齢者が市民全体の3割を超え、国の平均をわずかに上回っています。推計によると、団塊世代が後期高齢者になる2025年、団塊ジュニア世代が前期高齢者となる2040年を経て、今後さらに高齢化が進む見込みで、介護、医療、生活支援、認知症対策などのニーズがますます増えていくことが予想されます。

現状においても、老老介護やダブルケアをはじめ、8050問題など、在宅での介護を取り巻く状況は大きな課題に直面しています。さらには、介護の担い手不足が顕在化しており、今後一層厳しさを増していくと見込まれます。そうした中、公的なサービスだけでなく、地域の様々な主体による地域ぐるみでの見守り・支援が求められています。

このような社会情勢を背景に、国は、年齢や障がいの有無などによって、支え手、受け手に分かれるのではなく、地域のすべての人が役割をもち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育む「地域共生社会」の実現に向けたしくみづくりと、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的・一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進を各自治体に勧奨してきました。

笛吹市においては、高齢者の生きがいづくりや社会参加を進めるとともに、在宅医療介護の連携強化、市民をはじめとする多様な主体により、高齢者の日常生活を支えるサービスの充実を推進しています。また、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる基盤として、関係機関等と連携しながら、住まいの安定的な確保に向けた取組を実施しています。今後も引き続き、こうした地域ぐるみで支え合う様々な取組や考え方を踏まえながら、「地域包括ケアシステム」の体制づくりに向けて、公的サービスの充実とともに、市民など多様な主体との協働・連携を図りながら、支援ネットワークの充実を目指すことが重要です。

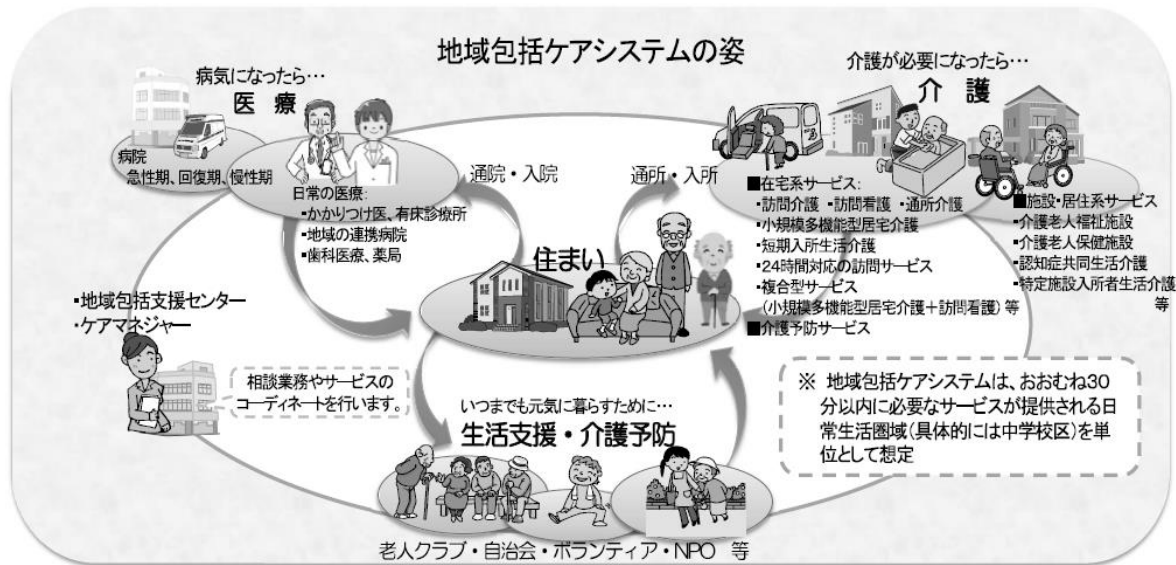
笛吹市においては、令和3年度から令和5年度を計画期間とする「笛吹市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」(以下「第8期計画」という。)をもとに、市内に3カ所ある地域包括支援センターが中心となり、地域の特性に応じて総合相談や認知症施策、介護予防、生活支援に関わるサービスの提供等、高齢者が住み慣れた地域で継続して生活できるための地域包括ケアの取組を進めてきました。

また、この間にも、国では令和5年6月に、認知症基本法が可決されるなど、高齢者の増加を見据えた新たな取組が様々な形で進められています。

今後も、国や県の動向など、中長期的な視点を踏まえながら、笛吹市の高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業の円滑で持続性のある運営の確保を図りつつ、高齢者一人ひとりが、住み慣れた地域で安心して自立的に、いきいきと暮らし続けることのできるまちづくりを目指し、令和6年度から令和8年度を計画期間とする「笛吹市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」(以下「本計画」という。)を策定します。

■地域包括ケアシステムのイメージ

誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。



資料：厚生労働省

第2節 計画の位置付けと計画期間

「高齢者福祉計画」は、老人福祉法第20条の8第1項の規定による市町村老人福祉計画であり、本市における高齢者福祉施策に関する基本的な事項を定める計画です。

「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条第1項の規定による市町村介護保険事業計画であり、本市の介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施等に関する基本的な事項を定める計画です。

両計画とも、地域包括ケア社会の実現に向けた行動計画としての性格を持つものであり、一体的に策定するものとします。また、本計画の一部を、介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項及びその目標を定める「笛吹市介護給付適正化計画」として位置付けます。

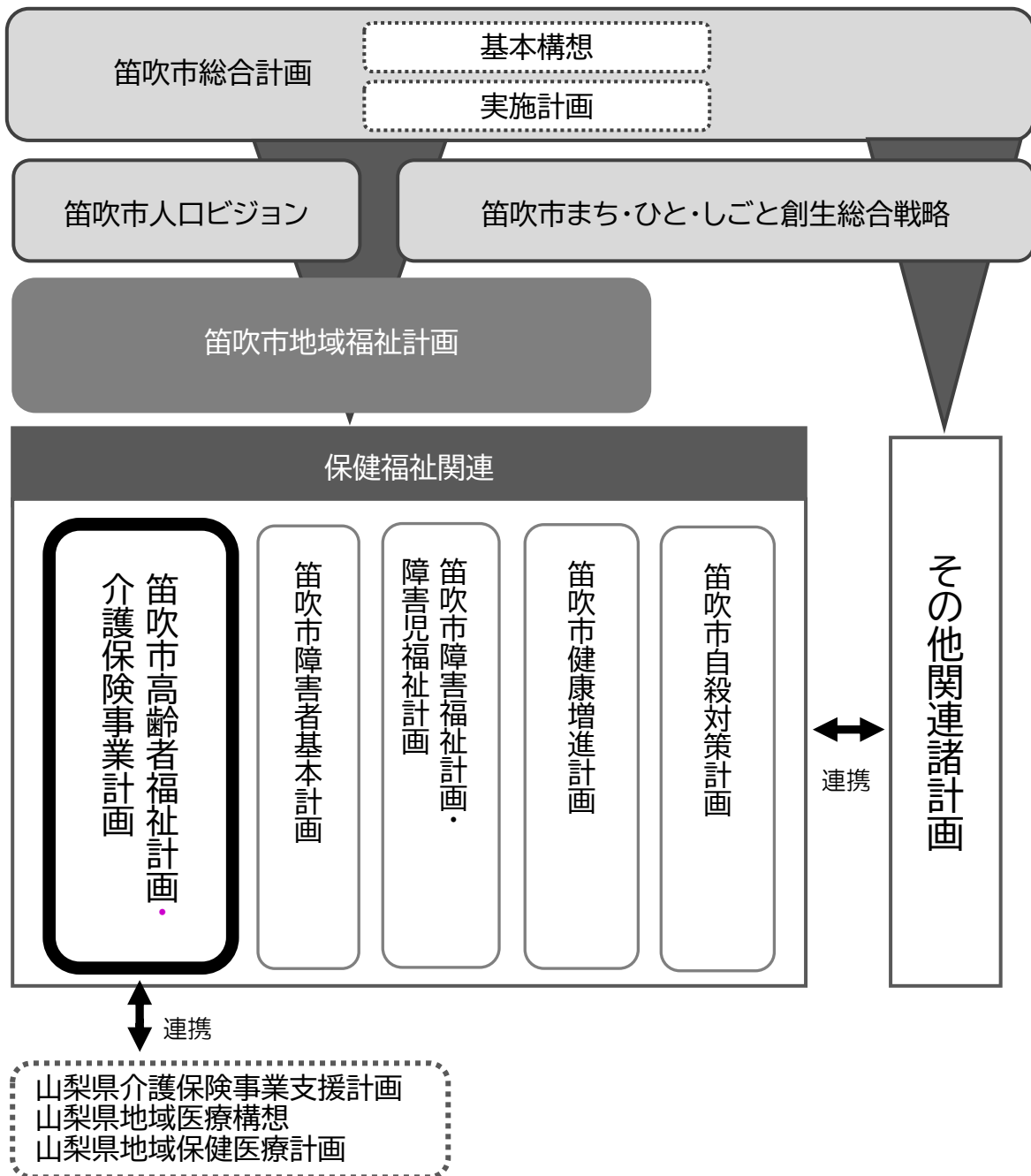
■計画の期間

									(年度)
令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	
2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	
第8期			第9期計画(本計画)			第10期			

第3節 他計画との関係

本計画は、「笛吹市総合計画」を最上位計画とし、「笛吹市人口ビジョン」、「笛吹市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく、「笛吹市地域福祉計画」を上位計画とし、高齢者福祉と介護保険事業を一体的に推進するための総合的な計画です。併せて、「笛吹市障害者基本計画」「笛吹市障害福祉計画・障害児福祉計画」、「笛吹市健康増進計画」「笛吹市自殺対策計画」をはじめ、高齢者福祉に関連するその他諸計画と調和を保ち策定します。

また、山梨県の定める「山梨県介護保険事業支援計画」「山梨県地域医療構想」、「山梨県地域保健医療計画」との連携を図ります。



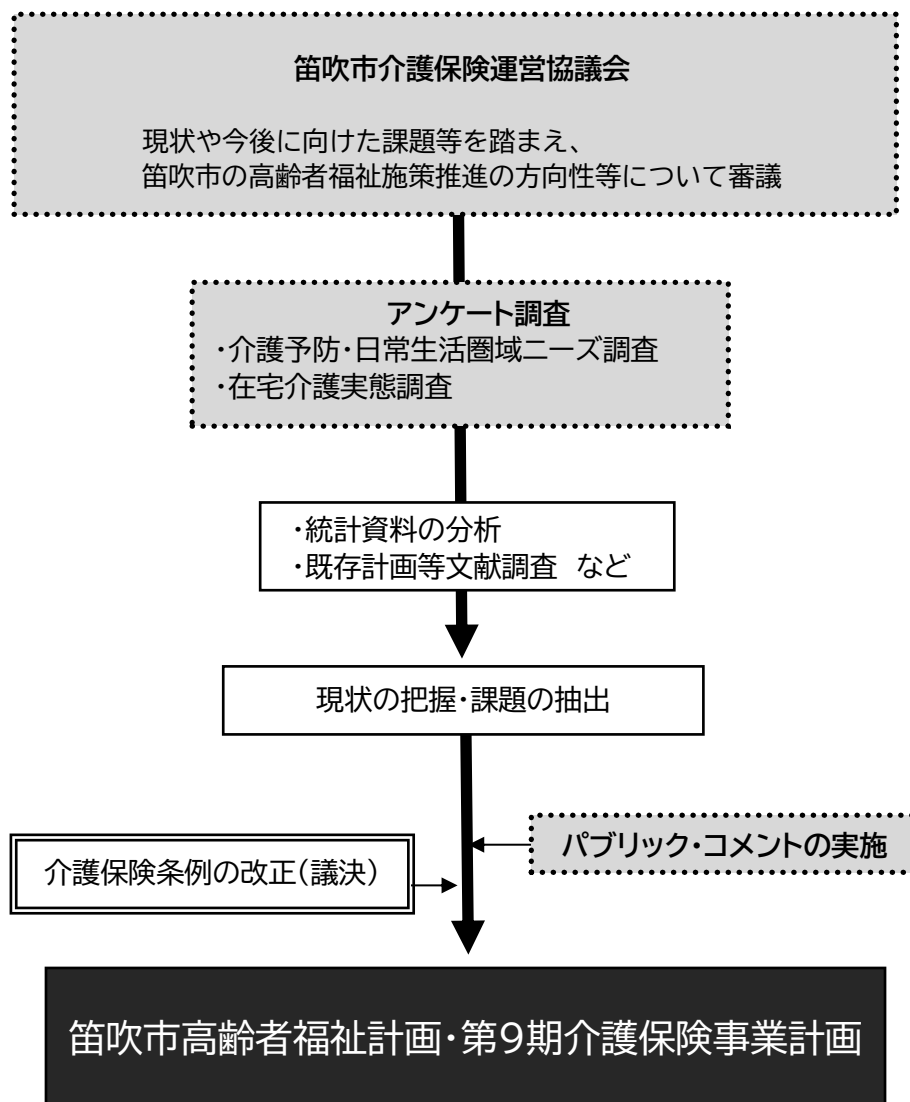
第4節 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、高齢者の日常の生活状況や健康状態、介護保険サービスの利用状況や今後の利用意向等を把握するとともに、高齢者のご意見を把握するため、アンケート調査を実施しました。

また、本計画の審議にあたっては、学識経験者、介護や福祉関係者等で構成する「笛吹市介護保険運営協議会」を開催し、必要な事項の検討・審議を行いました。

さらに、広く市民意見等を求めることを目的に、パブリック・コメントを実施しました。

■計画策定の体制



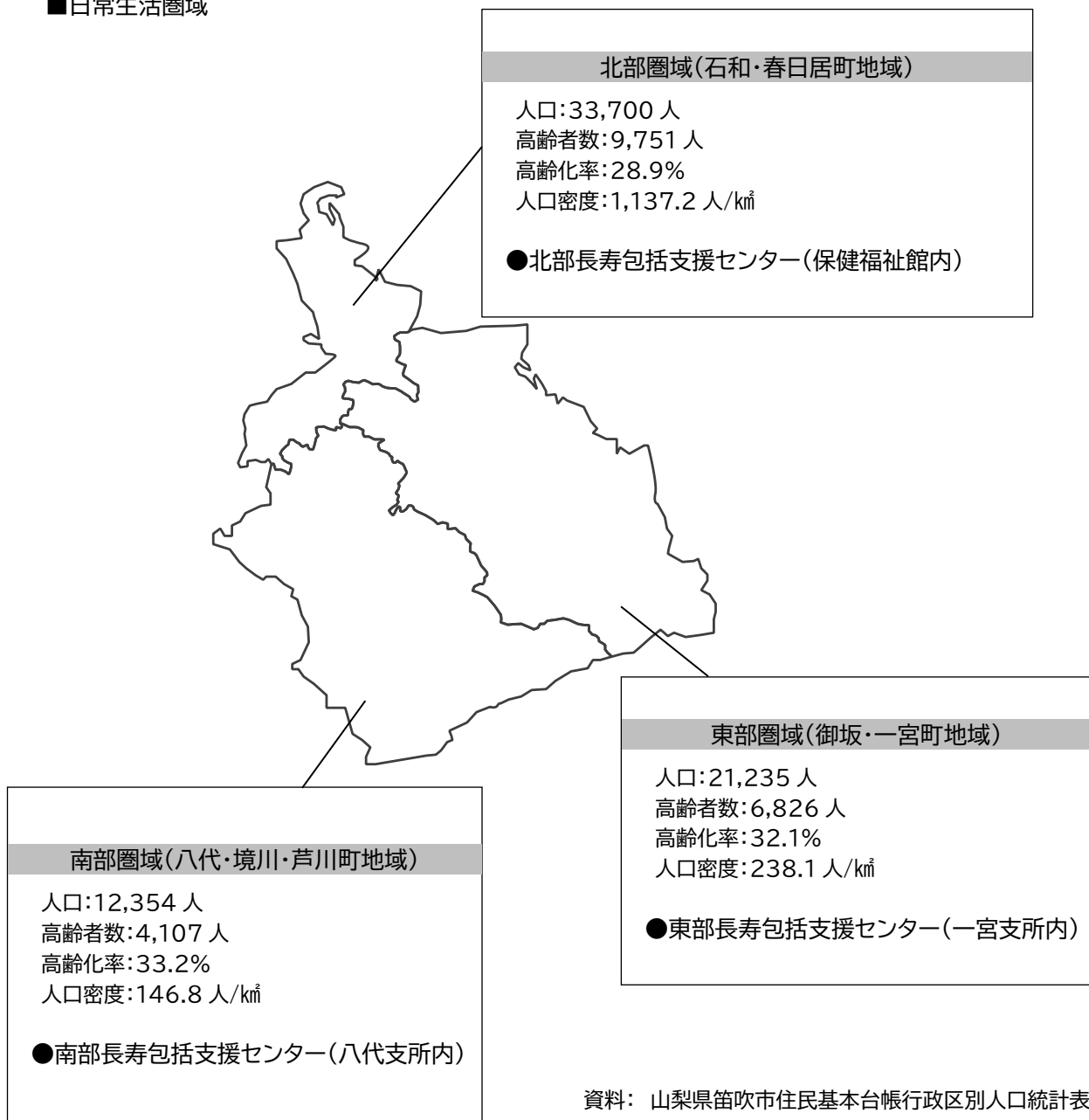
..... は、市民参加による策定プロセス

第5節 日常生活圏域

日常生活圏域とは、高齢者が地域において安心して日常生活を営むことができるようにするために、地理的条件、人口、交通、その他の社会的条件、施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める圏域のことです。地域包括支援センターを中心に、交通機関等を利用して30分程度で駆けつけることのできる範囲を基本に設定することとなっています。

第8期計画では、市内を3圏域に分けて、地域包括支援センター(長寿包括支援センター)を3カ所設置し、それぞれの圏域の特性に応じて高齢者の相談等に応じることのできる体制を構築してきました。本計画でも引き続き3圏域とし、高齢者福祉施策の推進を図ります。

■日常生活圏域



第2章 高齢者を取り巻く状況

第1節 統計データでみる高齢者の状況

1 人口・世帯の状況

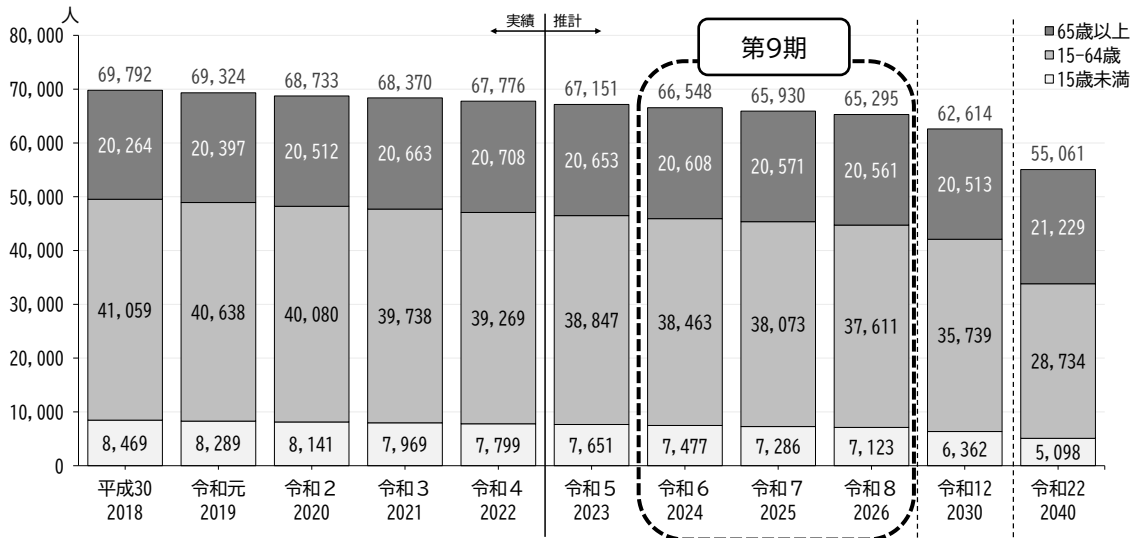
(1) 高齢者人口・高齢化率の推移

市の総人口は、平成30年から令和4年にかけてゆるやかな減少傾向となっており、令和5年以降も減少が見込まれます。

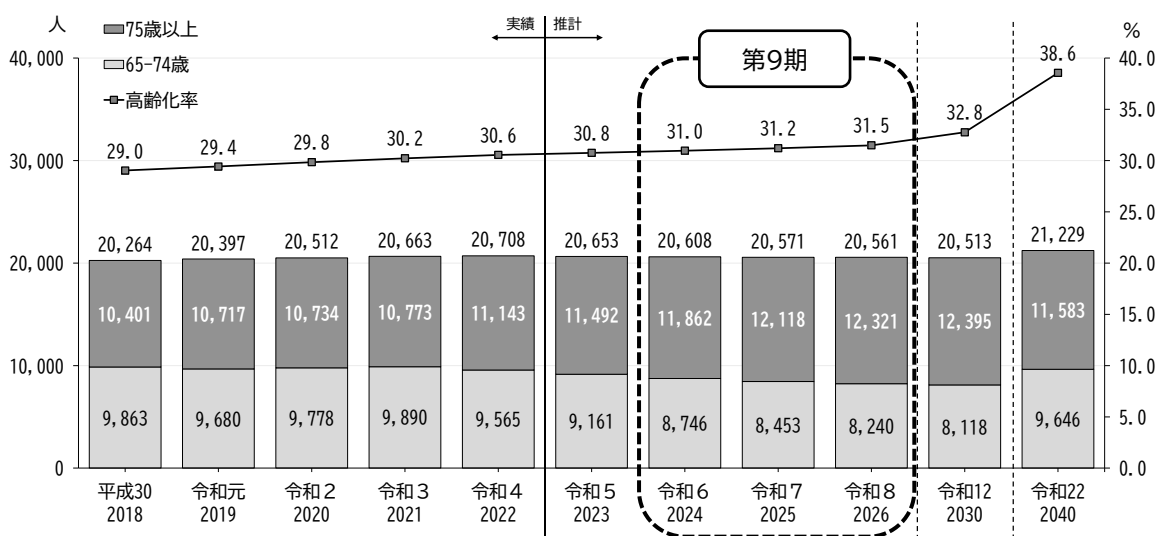
また、高齢者人口は同期間中、増加傾向となっていますが、令和5年以降は令和12年にかけて微減となり、その後令和22年にかけて再び増加が見込まれています。

高齢化率は令和3年に3割を超えており、その後も増加傾向が見込まれます。

■3区分別人口の推移・推計



■高齢者人口の推移・推計

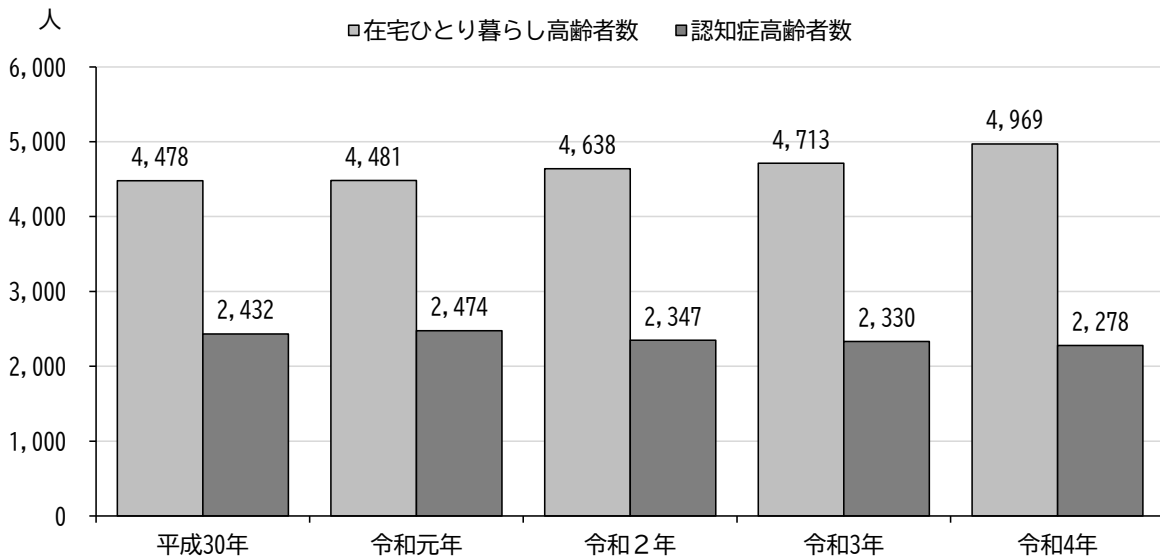


資料：(実績)住民基本台帳(各年10月1日現在)
(推計)地域包括ケア「見える化」システム(厚生労働省)

(2) 在宅ひとり暮らし高齢者・認知症高齢者の推移

平成30年から令和4年にかけて、在宅ひとり暮らし高齢者数は4,478人から4,969人へと約1割増加しています。

また、同期間に認知症高齢者は、2,432人から2,278人へと減少しています。



資料：山梨県高齢者福祉基礎調査(各年4月1日現在)

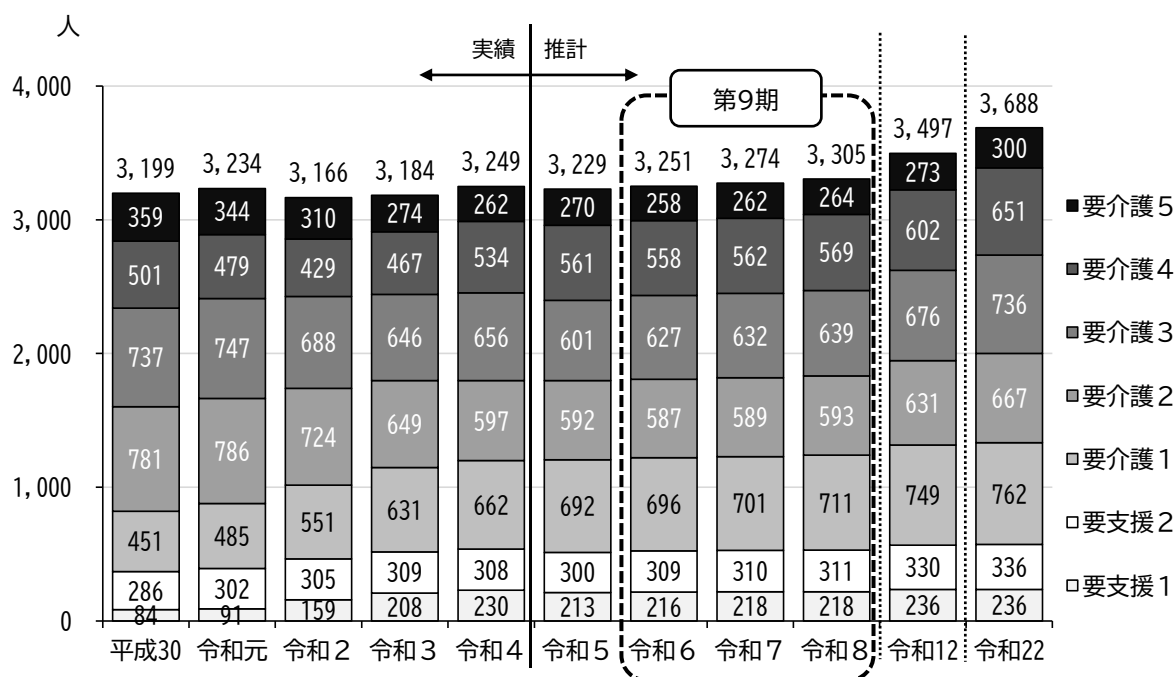
2 要支援・要介護認定者の状況

平成30年から令和4年にかけて、要支援・要介護認定者数は、増減はありますが 3,199 人から 3,249 人へと増加しています。

また、同期間中の認定率は、15%台で推移しています。

令和5年には、要支援・要介護認定者数は減少するものの、令和6年以降は増加傾向が見込まれます。

■要介護度別認定者の推移・推計(1号被保険者)



(人)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和12年	令和22年
要支援1	84	91	159	208	230	213	216	218	218	236	236
要支援2	286	302	305	309	308	300	309	310	311	330	336
要介護1	451	485	551	631	662	692	696	701	711	749	762
要介護2	781	786	724	649	597	592	587	589	593	631	667
要介護3	737	747	688	646	656	601	627	632	639	676	736
要介護4	501	479	429	467	534	561	558	562	569	602	651
要介護5	359	344	310	274	262	270	258	262	264	273	300
合計	3,199	3,234	3,166	3,184	3,249	3,229	3,251	3,274	3,305	3,497	3,688
1号被保険者総数	20,264	20,397	20,559	20,663	20,708	20,708	20,666	20,626	20,634	20,588	21,314
認定率(%)	15.8	15.9	15.4	15.4	15.7	15.6	15.7	15.9	16.0	17.0	17.3

資料：(実績)介護保険事業状況報告(各年9月末現在)、
(推計)地域包括ケア「見える化」システム(厚生労働省)

3 地域の状況

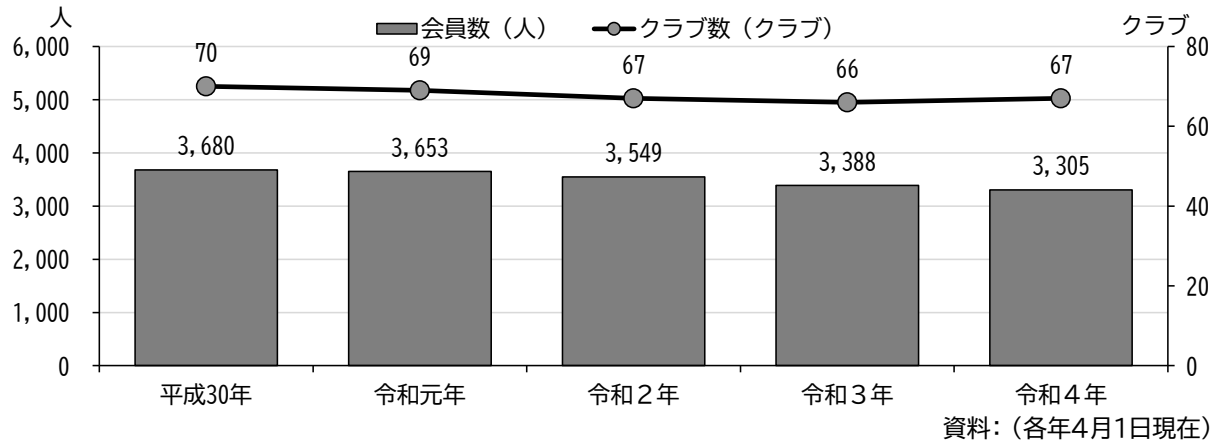
平成30年から令和4年にかけて、シニアクラブ及び老人クラブのクラブ数・会員数は、ともに減少傾向にあります。

地域包括支援センターへの相談件数は、令和元年度をピークに減少傾向となっています。

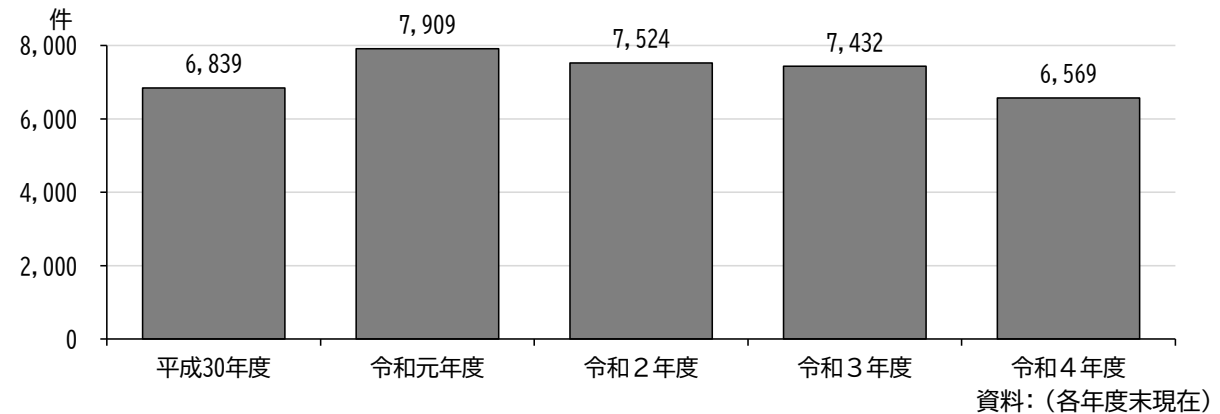
高齢者虐待に関する市への相談・通報件数は、10件から20件台で推移しています。

ただし、令和5年度は、相談が増加傾向にあります。

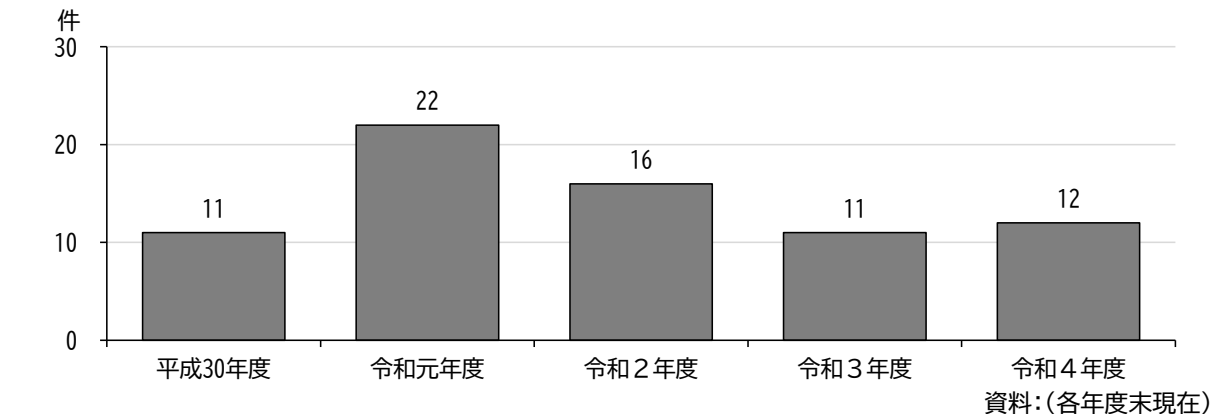
■シニアクラブ・老人クラブ



■地域包括支援センターへの相談の状況



■高齢者虐待に関する相談・通報の状況

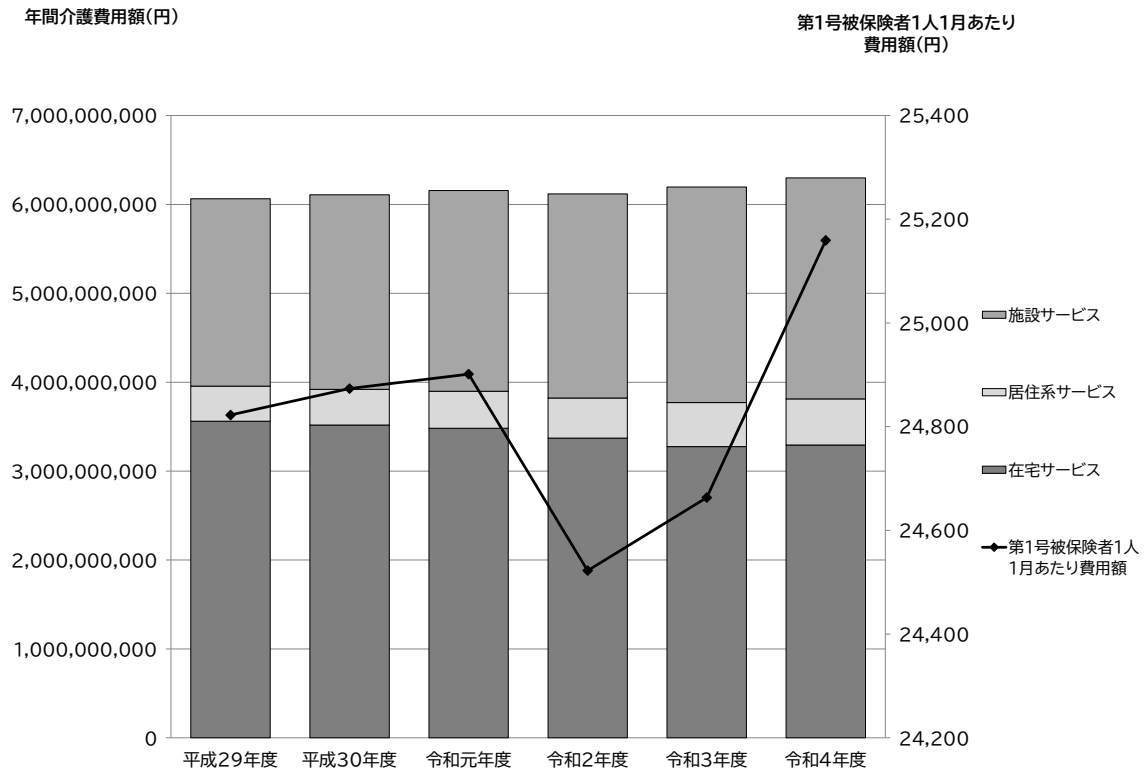


第2節 介護保険事業の状況

平成29年度から令和4年度にかけての介護費用額をみると、令和2年度に落ち込みがありました。その後再び上昇傾向となり、令和4年度には費用額が約63億円となっています。

また、第1号被保険者1人1月あたりの費用額は、令和4年度には約2.5万円となっており、概ね全国、山梨県と同水準です。

■笛吹市の介護費用額の推移



(円)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
費用額	6,063,131,109	6,107,994,383	6,155,909,723	6,118,215,756	6,195,369,939	6,298,188,140
在宅サービス	3,560,910,971	3,518,829,484	3,482,594,458	3,372,004,210	3,275,874,741	3,293,828,196
居住系サービス	395,435,407	400,638,587	415,782,618	449,918,261	495,071,779	518,330,972
施設サービス	2,106,784,731	2,188,526,312	2,257,532,647	2,296,293,285	2,424,423,419	2,486,028,972
第1号被保険者1人1月あたり費用額 (笛吹市)	24,822.5	24,873.5	24,901.3	24,522.5	24,663.3	25,159.5
第1号被保険者1人1月あたり費用額 (山梨県)	23,760.8	24,069.3	24,455.9	24,607.0	24,982.6	25,060.1
第1号被保険者1人1月あたり費用額 (全国)	23,238.3	23,498.7	24,105.9	24,567.0	25,132.1	25,476.6

※令和3年度、令和4年度は、各年度2月サービス提供分まで
資料：地域包括ケア「見える化」システム(厚生労働省)

第8期計画期間中の介護保険サービス利用状況は次のとおりです。

	第8期実績値		単位：千円	単位：%
	令和3年度	令和4年度	令和4年度 計画値	実績値/ 計画値
■居宅サービス	2,163,815	2,151,881	2,306,855	93.3
訪問介護	280,674	289,590	249,641	116.0
訪問入浴介護	28,672	26,544	23,789	111.6
訪問看護	93,622	113,803	97,404	116.8
訪問リハビリテーション	53,377	44,616	62,590	71.3
居宅療養管理指導	18,036	19,105	14,329	133.3
通所介護	893,427	851,148	1,071,370	79.4
通所リハビリテーション	137,468	145,140	118,411	122.6
短期入所生活介護	390,791	406,631	398,479	102.0
短期入所療養介護（老健）	8,905	8,693	32,218	62.8
短期入所療養介護（病院等）	15,308	11,531		
短期入所療養介護（介護医療院）	—	—		
福祉用具貸与	154,771	159,514	145,869	109.4
特定福祉用具購入費	4,322	4,666	4,679	99.7
住宅改修費	6,294	3,912	5,088	76.9
特定施設入居者生活介護	78,148	66,987	82,988	80.7
■地域密着型サービス	1,389,698	1,447,763	1,553,926	93.2
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	24,197	26,374	27,043	97.5
夜間対応型訪問介護	0	0	0	—
地域密着型通所介護	283,624	279,296	304,347	91.8
認知症対応型通所介護	1,074	395	4,057	9.7
小規模多機能型居宅介護	104,145	112,001	119,433	93.8
認知症対応型共同生活介護	319,557	344,288	356,094	96.7
地域密着型特定施設入居者生活介護	36,338	41,729	97,360	42.9
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	531,054	547,489	561,081	97.6
看護小規模多機能型居宅介護	89,710	96,191	84,511	113.8
■施設サービス	1,639,808	1,678,963	1,659,682	101.2
介護老人福祉施設	837,887	877,366	900,384	97.4
介護老人保健施設	765,418	756,971	658,002	115.0
介護療養型医療施設	0	0	0	—
介護医療院	36,503	44,626	101,296	44.1
■居宅介護支援	282,203	285,506	288,022	99.1
介護サービス給付費計	5,475,525	5,564,114	5,808,485	95.8

	第8期実績値		令和4年度 計画値	実績値/ 計画値
	令和3年度	令和4年度		
■介護予防サービス	69,378	73,098	69,544	105.1
介護予防訪問入浴介護	0	10	0	—
介護予防訪問看護	9,910	11,306	6,655	169.9
介護予防訪問リハビリテーション	10,070	9,938	12,382	80.3
介護予防居宅療養管理指導	358	579	119	486.3
介護予防通所リハビリテーション	22,937	23,452	22,588	103.8
介護予防短期入所生活介護	1,248	888	0	—
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	37	0	—
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	—
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	—	—
介護予防福祉用具貸与	18,328	20,009	17,012	117.6
特定介護予防福祉用具購入費	1,534	1,372	2,596	52.8
介護予防住宅改修費	3,219	2,313	8,192	28.2
介護予防特定施設入居者生活介護	1,773	3,195	0	—
■地域密着型介護予防サービス	3,610	4,855	1,265	383.8
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	—
介護予防小規模多機能型居宅介護	917	1,411	1,265	111.6
介護予防認知症対応型共同生活介護	2,693	3,444	0	—
■介護予防支援	17,039	16,745	17,102	97.9
介護予防サービス給付費計	90,027	94,698	87,911	107.7

	第8期実績値		令和4年度 計画値	実績値/ 計画値
	令和3年度	令和4年度		
介護サービス給付費計	5,475,525	5,564,114	5,808,485	95.8
介護予防サービス給付費計	90,027	94,698	87,911	107.7
総給付費	5,565,552	5,658,812	5,896,396	96.0

※令和3年度は介護保険事業状況報告年報、4年度は月報データ
資料：地域包括ケア「見える化」システム(厚生労働省)

第3節 アンケート調査結果にみる高齢者の状況

本計画の策定にあたり、高齢者の生活実態や要望、課題等を把握する基礎資料とすることを目的にアンケート調査を実施しました。

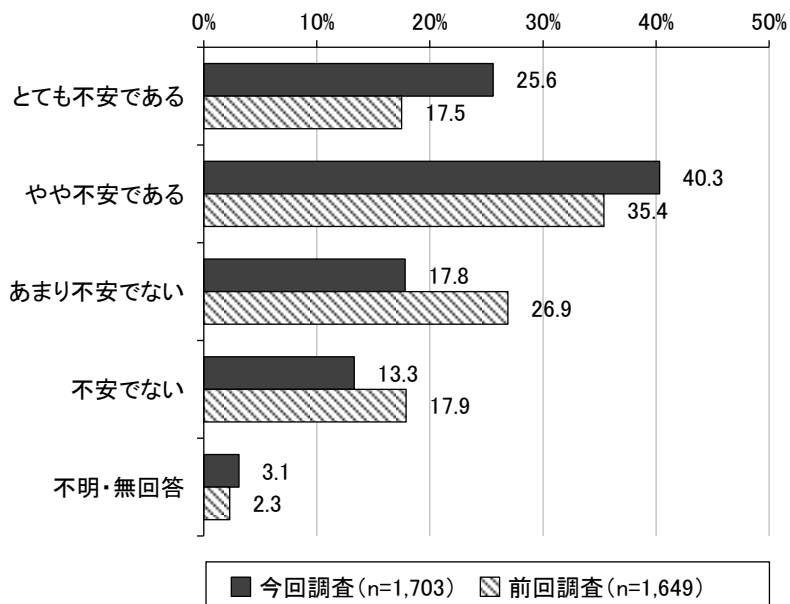
調査名	対象	調査時期	配布数	有効回収数	有効回収率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	市内在住の65歳以上の人 (要介護1～5の認定を受けている人を除き無作為抽出)	令和5年2月	2,500	1,703	68.1%
在宅介護実態調査	在宅で要介護認定を受けている人(無作為抽出)		1,000	505	50.5%

※比較対象とした「前回調査」とは、第8期計画策定時の調査(令和2年2月実施)を指します。

1 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

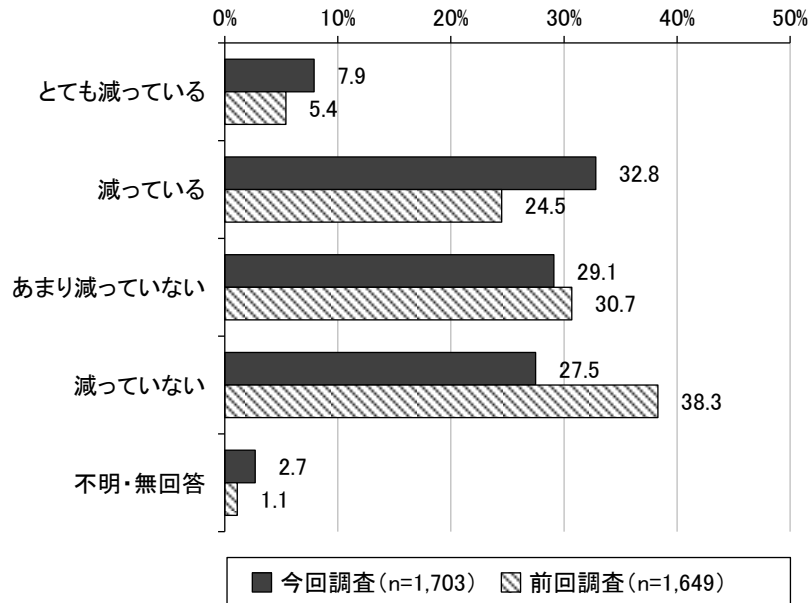
①転倒に対する不安

「とても不安である」「やや不安である」を合わせた『不安である』が 65.9%となっており、前回調査との比較でも増加傾向となっています。転倒は、要介護となる大きなきっかけであることから、転倒予防に向けた取組の重要性がうかがえます。



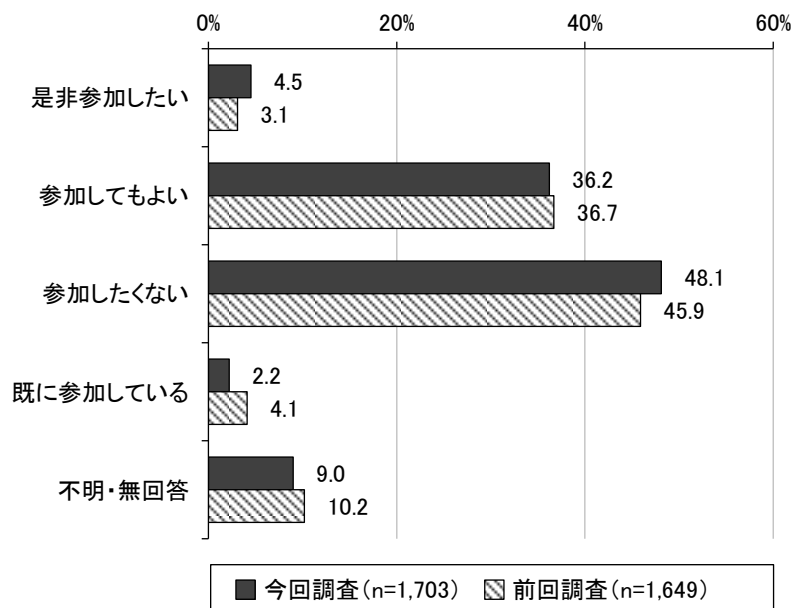
②昨年と比べて外出の回数が減っているか

「とても減っている」「減っている」を合わせた『減っている』が40.7%となっており、前回調査との比較でも増加傾向となっています。新型コロナウイルス感染症の流行が大きな要因のひとつと考えられますが、介護予防の観点からも、積極的に外出をうながす取組の必要性がうかがえます。



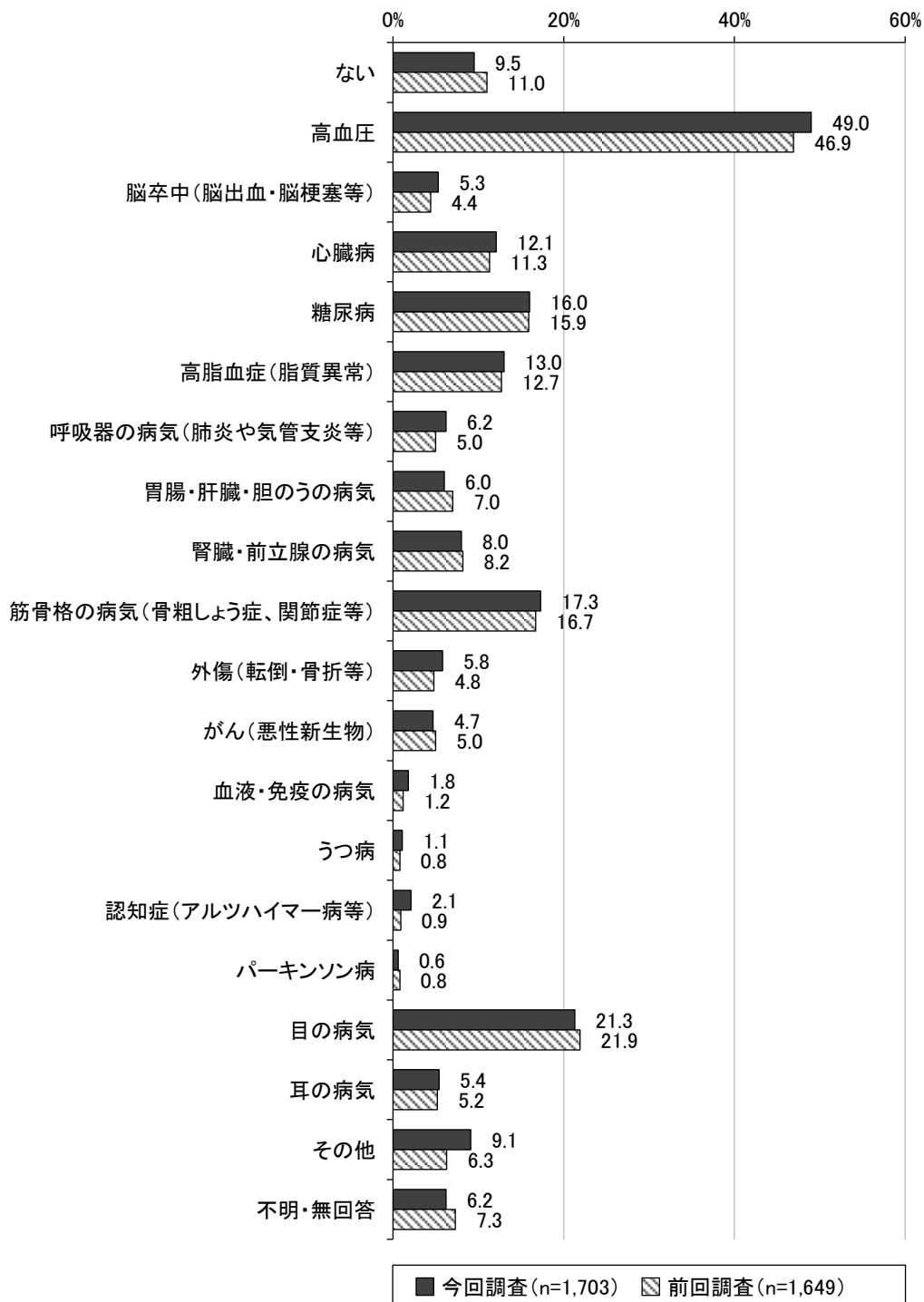
③地域づくり活動への参加意向

地域づくり活動に企画・運営(お世話役)として参加してみたいと思うかについては、「是非参加したい」「参加してもよい」を合わせた『参加意向あり』が40.7%となっています。一方、「既に参加している」割合は低いことから、参加意向を実際の活動につなげる取組の必要性がうかがえます。



④現在治療中、または後遺症のある病気

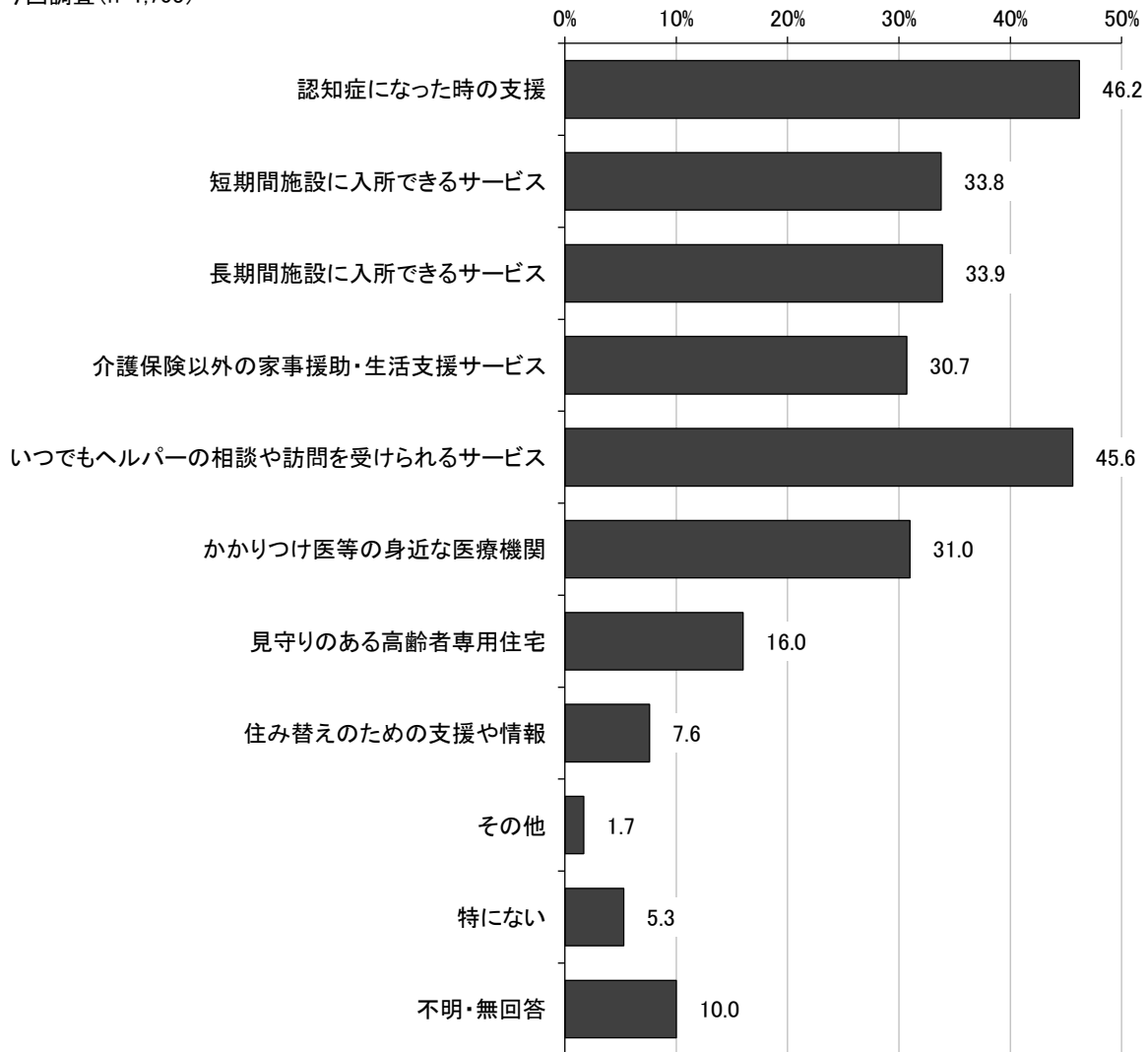
「高血圧」が49.0%と最も高く、次いで「目の病気」が21.3%、「筋骨格の病気(骨粗しょう症、関節症等)」が17.3%となっています。「ない」は9.5%で、多くの高齢者が何らかの疾病を抱えている状況です。情報提供や活動機会の提供など、運動・生活習慣の見直しに向けた取組をはじめ、個人の状態にあった医療管理下での血圧管理による重症化予防や転倒予防等の対策の必要性がうかがえます。



⑤ 今後充実してほしい高齢者支援

「認知症になった時の支援」が46.2%と最も高く、次いで「いつでもヘルパーの相談や訪問を受けられるサービス」が45.6%、「長期間施設に入所できるサービス」が33.9%となっています。認知症についての理解の普及など、地域全体で高齢者を支え、見守る体制づくりの必要性がうかがえます。

今回調査 (n=1,703)

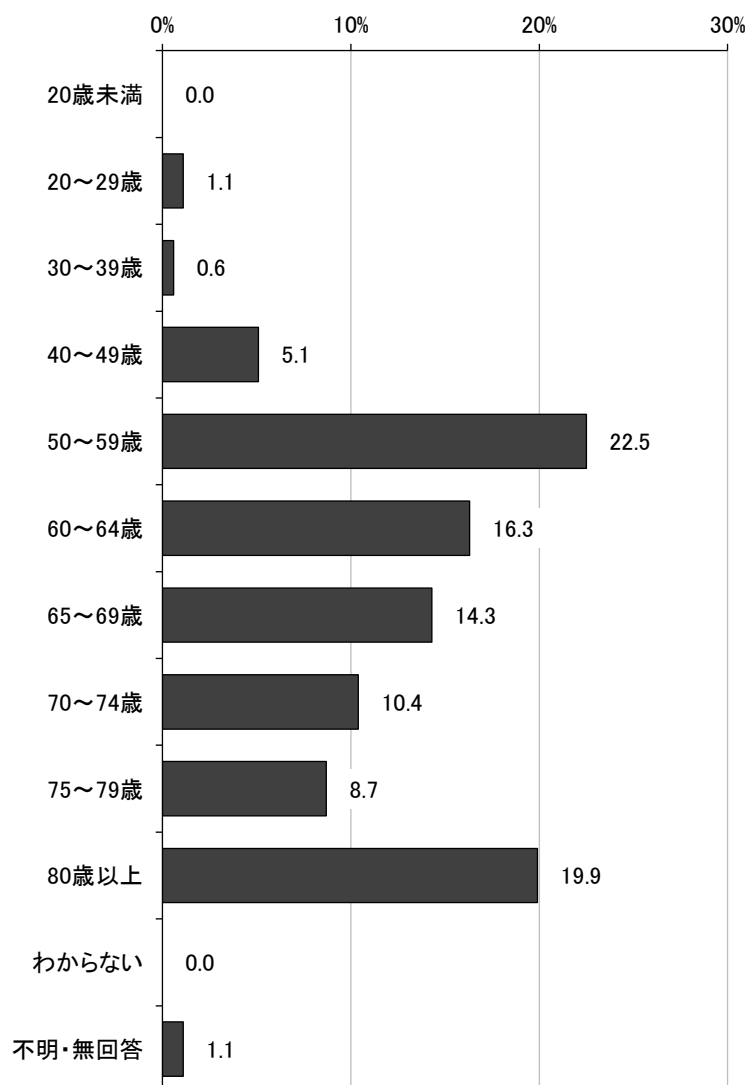


2 在宅介護実態調査結果

①主な介護者の方の年齢

「50～59歳」が22.5%と最も高く、次いで「80歳以上」が19.9%、「60～64歳」が16.3%となっています。在宅介護を支える方が高齢化している状況を踏まえ、介護者支援策の充実を図る必要性がうかがえます。

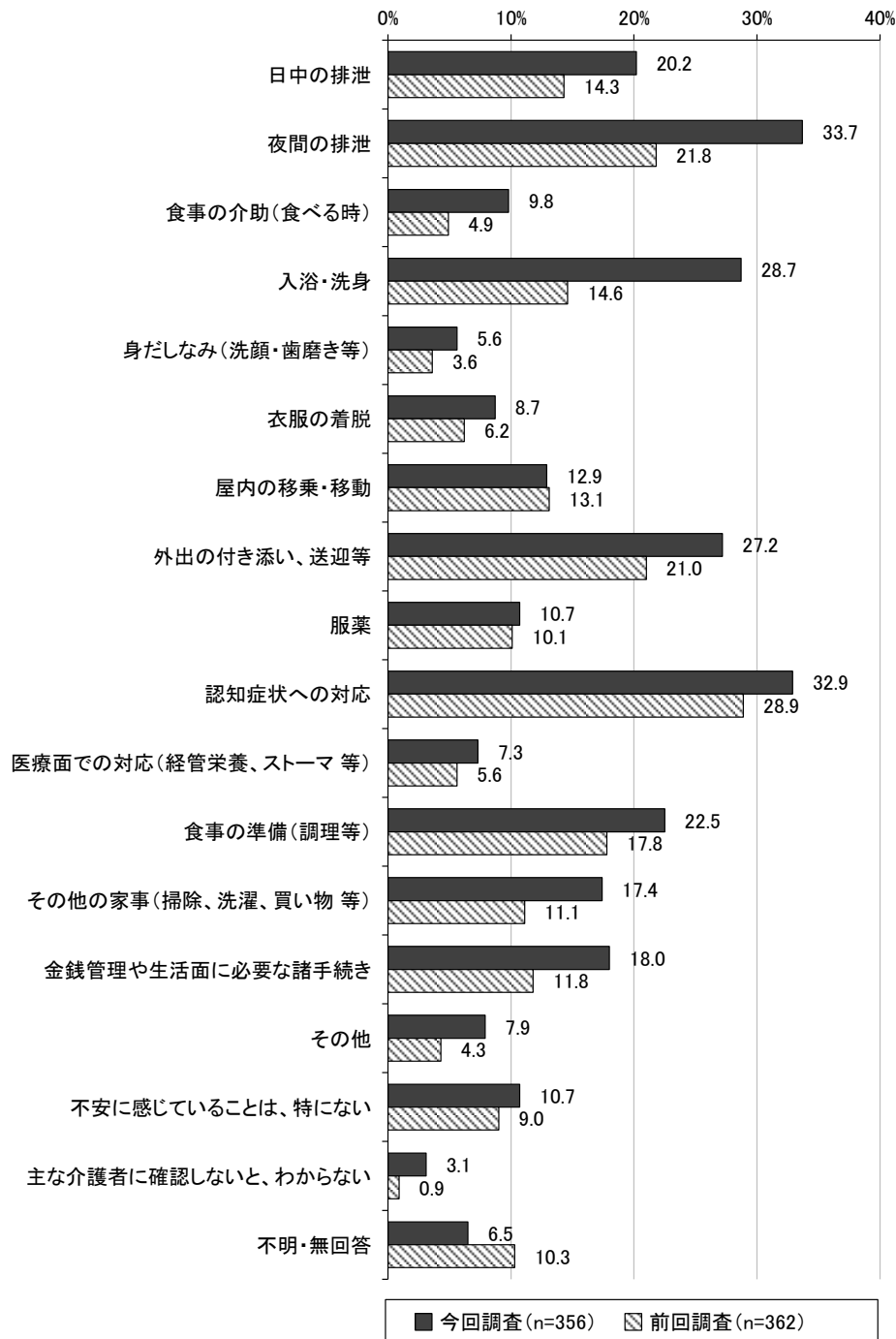
今回調査(n=356)



②主な介護者の方が不安に感じる介護等

「夜間の排泄」が33.7%と最も高く、次いで「認知症状への対応」が32.9%、「入浴・洗身」が28.7%となっています。

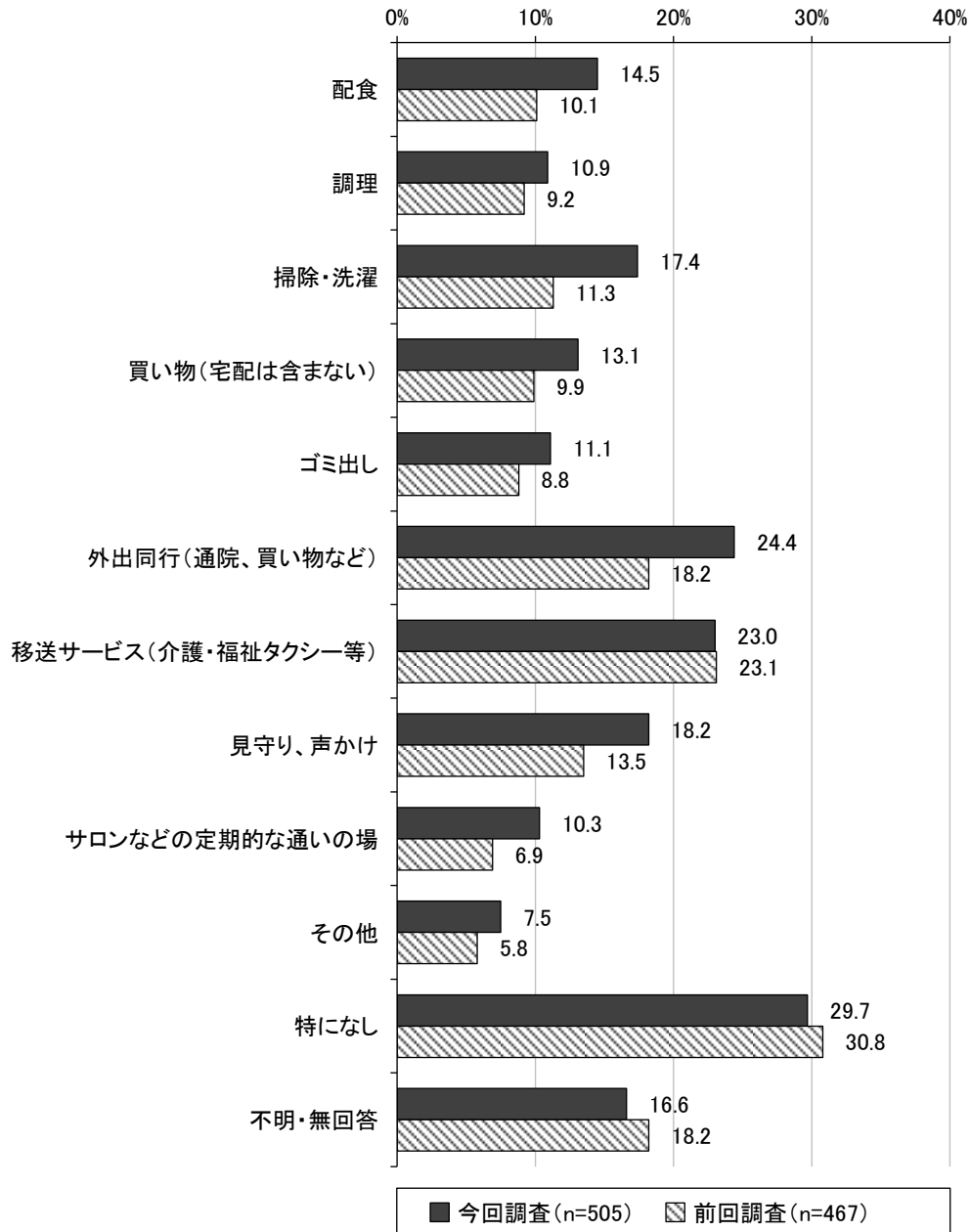
前回調査と比較すると、「日中の排泄」「夜間の排泄」「入浴・洗身」「外出の付き添い、送迎等」「その他の家事(掃除、洗濯、買い物等)」「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」で増加傾向が見られます。高齢者が多くを占める家族介護者の負担軽減に向けた取組の必要性がうかがえます。



③今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス

「特になし」が29.7%と最も高く、次いで「外出同行(通院、買い物など)」が24.4%、「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」が23.0%となっています。

前回調査と比較すると、「掃除・洗濯」「外出同行(通院、買い物など)」で増加傾向が見られます。公的な福祉サービスだけでなく、高齢者の日常を支える多様なサービスの充実を図る必要性がうかがえます。



第4節 第8期計画の評価

第8期計画期間中の取組について、基本目標ごとに、次のとおり評価を整理しています。

基本目標1 地域の特性を踏まえた包括的支援体制づくり

施策の方向	1 「地域共生社会」の実現に向けた「地域包括ケア」の深化 2 在宅医療と介護の連携の推進 3 生活支援体制整備の充実
検証・評価	<p>3つ（北部・東部・南部）の日常生活圏域ごとの長寿包括支援センターが、医療機関や介護保険事業所、地域の関係団体の方々などと連携を深めながら、地域ケア会議等を通じて地域の課題をとらえ、解決のための取組を進めてきました。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の流行期にあっては、医療介護関係者が個別支援に苦慮する中、在宅医療・介護サポートセンターにおいて、日常の療養支援や入退院支援等の相談に対応してきました。</p> <p>さらに、住民の視点から地域の課題をとらえ、支え合いの地域づくりを進めていくため、生活支援コーディネーターと第1層（市全体）第2層（各町）の協議体が連携して、生活支援体制整備を推進してきました。</p> <p>今後、ますます増加すると思われる医療と介護の両方のニーズを抱える在宅療養高齢者の支援について、関係機関とのさらなる連携としくみづくりが重要になるとともに、地域の支え合いの活動をより具体的に推進していく必要があります。</p>

基本目標1の達成目標

指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度
長寿包括支援センターにおける専門3職種の配置人数	計画値	14	14	14
	実績値	14	14	13
家族や友人以外の相談先が地域包括支援センターである割合(%)	計画値	—	—	17.0
	実績値	—	—	参考値:9.3 (地域包括支援センター)
地域ケア会議における個別事例の検討数(件)	計画値	36	42	48
	実績値	32	38	38
人生会議やエンディングノート(看取り)の学習会の開催回数	計画値	8	12	16
	実績値	3	1	22
地域づくり活動への企画・運営としての参加者の割合(%)	計画値	—	—	5.1
	実績値	—	—	2.2

令和5年度実績は見込値

基本目標2 健康でいきいきと暮らせる人づくり・環境づくり

施策の方向	1 重度化防止に向けた介護予防事業の展開 2 地域活動や高齢者の活躍の場づくりの推進
検証・評価	<p>訪問型や通所型等の総合事業や一般介護予防事業は、新型コロナウイルスの感染状況による中止等もありましたが、開催方法等を工夫しながら概ね順調に行うことができました。</p> <p>保健事業と介護予防の一体的な実施においては、健診の実施から結果を活用した健康づくりへのアプローチ、健診結果や医療情報などのデータを活用して行う疾病予防や重症化予防の取組など、リスクの高い高齢者への支援も積極的に行ってきました。さらに、県内でもいち早く健康状態不明者の状態確認などの取組を進めています。</p> <p>また、フレイルサポーターやシルバー体操指導員などの住民が主体的にかかわる介護予防活動や、いきいき百歳体操などの自主的な活動、地域に根差した通いの場などについても、活動を支援してきました。</p> <p>新型コロナウイルスの感染状況により、「人が集うこと」そのものが避けられてきた数年間を経て、今後についても新型感染症が発生する可能性もあることを考えると、これまで以上に様々な状況をあらかじめ想定して、事業を推進していく必要があります。</p> <p>あわせて、介護予防事業等への参加者の固定化が懸念されるため、効果的な事業の周知とより多くの高齢者への参加の働きかけ、多様なニーズに配慮した事業内容の工夫等が必要となります。</p>

基本目標2の達成目標

指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度
いきいき百歳体操、通いの場又は通所 B 等団体数	計画値	38	43	48
	実績値	44	46	48
足腰の痛みが原因で外出を控えている人の割合(%)	計画値	—	—	51.9
	実績値	—	—	46.7
BMI18.5以下の割合を減らす(%)	計画値	—	—	8.9
	実績値	—	—	—

令和5年度実績は見込値

基本目標3 高齢者の自立した在宅生活への支援

施策の方向	1 高齢者の在宅生活を支援する取組 2 介護者の負担軽減に向けた取組 3 安心・安全な暮らしづくり 4 災害・感染症への対策
検証・評価	<p>通所型サービスや訪問型サービス等の総合事業の実施のほか、外出支援のためのタクシー料金の一部助成や食の確保が困難な人のための配食サービス、緊急時の通報用のふれあいペンダントや救急医療情報キットの配布など、個別の状況に応じた事業を実施してきました。</p> <p>また、介護慰労金や紙おむつ費用の一部助成など、介護者の負担に配慮した事業も行ってきました。</p> <p>さらに、サービス付き高齢者住宅等の適正設置のための関係機関との情報共有や、交通安全啓発活動、住宅の耐震診断や火災警報器の設置の推進など、高齢者が安全安心に生活するための基盤整備にも取り組んできました。</p> <p>今後は、多様化するニーズにあわせてこれまでの事業を一部見直すことも必要になると思われます。あわせて、災害や感染症に対する備えの強化の一つとして個別避難計画の作成と介護保険関係事業所等の業務継続計画(BCP)の作成状況の確認や、近年増加する熱中症対策についても、積極的に取り組む必要があります。</p>

基本目標3の達成目標

指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度
寝室の火災警報器の設置率(%)	計画値	75.0	85.0	100.0
	実績値	85.0	86.0	82.0
公共交通の利用者数	計画値	25,000	28,000	31,000
	実績値	23,436	24,497	25,880
介護サービス事業所への災害・感染症に対する備えの確認回数	計画値	25	24	26
	実績値	22	23	23

令和5年度実績は見込値
(火災報知器の設置率は確定値)

基本目標4 高齢者の権利と尊厳を守る取組

施策の方向	<p>1 高齢者の尊厳と権利擁護</p> <p>2 認知症施策の推進</p>
検証・評価	<p>高齢者の尊厳を守るための事業として、高齢者虐待の適切な対応のためのコア会議や関係機関とのネットワークを強化するための高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会を開催しました。</p> <p>成年後見制度の利用が必要な高齢者については、後見開始等審判申立の支援や、後見人報酬等の助成を行いました。</p> <p>また、行政区の敬老事業の助成や敬老祝金の支給を行い、長寿を祝福しました。</p> <p>認知症対策としては、認知症サポーター養成講座や認知症キャラバンメイトの活動支援など地域における見守り体制を強化したこととあわせて、初期段階の認知症への対応のため、専門職が集中して支援を行う認知症初期集中支援事業や、認知症カフェ事業、認知症予防のための介護予防教室等を行いました。</p> <p>今後は、成年後見制度の一層の利用促進のため、市民後見人等の養成も拡充していく必要があるとともに、認知症対策基本法に基づき、認知症当事者の意思決定支援や認知症の理解促進等の認知症の対策をさらに強化推進していく必要があります。</p>

基本目標4の達成目標

指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度
小中学生、高校生の認知症サポーター養成数(人)	計画値	50	100	150
	実績値	36	273	150
認知症カフェ設置数(カ所)	計画値	4	5	5
	実績値	4	4	5
認知症ステップアップ講座開催回数	計画値	1	2	3
	実績値	1	2	3

令和5年度実績は見込値

基本目標5 安心して暮らせる介護サービスの提供

施策の方向	1 介護保険サービスの充実（評価対象外） 2 地域支援事業の充実（評価対象外） 3 介護保険料の算出（評価対象外） 4 適切な介護サービスと適正な保険給付の実施
検証・評価	<p>介護サービスの質の確保と適正な保険給付を行うため、介護保険事業所に定期的に訪問し、助言及び指導を行いました。また、居宅介護支援事業所の介護支援専門員(ケアマネジャー)にあらかじめケアプランを出してもらい、適切なアセスメントによるケアプランであるか等の確認を行いました。</p> <p>介護サービス相談員の事業所への訪問は、コロナ禍により計画どおりに出来なかった時期もありましたが、感染対策を行いながら訪問し、利用者の声を事業所へつなげることが出来ました。</p> <p>要介護認定のための調査を行う認定調査員は、県の研修等に積極的に参加し、コロナ禍による要介護認定の延長措置の終了を見据えながら、資質向上を図りました。</p> <p>また、ホームページや広報誌を通じて、介護保険制度の普及啓発を行うとともに、各種通知において、制度のしくみや保険料についての理解が得られるようにしました。</p> <p>今後は、適切な介護サービスと適正な保険給付を行うため、これまでの取組をより一層強化していく必要があります。</p>

基本目標5の達成目標

指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度
要介護状態が維持・改善した軽度認定者の割合(%)	計画値	36.0	37.0	38.0
	実績値	33.3	35.4	
看護小規模多機能型居宅介護事業所の設置数(力所)	計画値	—	1 力所追加	—
	実績値	—	0(公募したが応募なし)	—
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(小規模特養)の設置数(力所)	計画値	—	1 力所追加	—
	実績値	—	0(公募したが応募なし)	—
介護保険料収納率(%)	計画値	95.9	96.0	96.1
	実績値	96.1	96.7	
認定調査員対象の研修実施回数	計画値	1	1	1
	実績値	1	1	1
ケアプランの点検件数	計画値	18	18	18
	実績値	19	15	16
住宅改修申請の現地確認実施件数	計画値	5	5	5
	実績値	0	1	5
介護給付費通知実施回数	計画値	3	3	3
	実績値	3	3	3
介護サービス事業者への運営指導回数	計画値	25	24	26
	実績値	22	23	23

令和5年度実績は見込値

第5節 高齢者を取り巻く課題まとめ

第8期計画では、高齢者福祉に関する具体的な施策を、5つの基本目標に沿って整理し推進を図ってきました。ここでは、統計やアンケート調査結果、第8期計画の評価等を基に、次のとおり5つの柱に沿って、高齢者福祉推進の課題を整理しています。

視点1 地域の特性を踏まえた包括的支援体制づくり

第8期計画では、笛吹市としての地域包括ケアシステムの深化を目指して、3つの日常生活圏域ごとに設置した3カ所の地域包括支援センターにおいて、それぞれの機能強化や在宅医療と介護の連携の推進、生活支援体制整備事業等を推進してきました。

事業所ヒアリングでは、近年高齢者自身の問題だけでなく、家族に関する相談も増えており、様々な関係機関の連携が一層重要になっていることがうかがえます。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、家族や友人以外の相談相手として地域包括支援センターを挙げた人は9.3%となっています。今後の高齢化の進行を踏まえ、相談・支援における役割が一層大きくなっていくことが見込まれることから、包括的な支援体制づくりに向けて、地域包括支援センターの機能強化をさらに進めていくことが求められます。

視点2 健康でいきいきと暮らせる人づくり・環境づくり

第8期計画では、高齢者の介護予防や重度化防止に向けた取組について、介護予防・日常生活支援総合事業を中心に実施してきました。訪問型サービスや通所型サービス、一般介護予防事業など、介護予防の実践につなげる取組と、フレイル予防に関する普及啓発も実施しています。

また、高齢者の社会参加の機会を増やし、心身の健康と介護予防につながる地域活動を積極的に支援してきましたが、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、多くの活動が中止または縮小され、参加機会が減少することとなりました。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、「骨折・転倒」が介護・介助が必要になった主な原因の上位に挙がっており、転倒の経験や転倒に対する不安も高くなっています。また、介護予防の観点から、筋萎縮を防ぎ、栄養バランスのとれた生活を送れるよう、支援していく必要があります。

また、サロン運営に関わる人の負担についての指摘もありますが、地域づくり活動に企画・運営の立場で参加意向ありの回答が約4割にのぼることから、そうした人材を実際の地域活動につなげる取組を進めていくことも重要です。

視点3 高齢者の自立した在宅生活への支援

第8期計画では、在宅ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者が増えている現状を踏まえ、高齢者の在宅生活の継続に向けた支援をするとともに、家族介護者への支援や高齢者が安全・安心に暮らすための環境づくりにも取り組んできました。

在宅介護実態調査では、主な介護者の年齢は80歳以上が約2割にのぼり、いわゆる「老老介護」に伴う課題への対応が不可欠です。

また、家族が行っている介護は家事や食事、外出支援をはじめ、日中及び夜間の排泄など、多岐にわたります。在宅生活の継続に向けて、多様なサービス利用の促進を図ることも重要です。

事業所ヒアリングでは、買い物やゴミ出しについて柔軟なくみづくりを求める意見が上がっています。公的なサービスではカバーしきれない多様なニーズに対応するため、住民主体のサービスや活動についても、より活性化していくことが求められます。

さらには、近年の多発する大規模自然災害や、感染症の流行などを踏まえ、高齢者の災害時の避難支援体制の整備や介護事業所における感染予防対策への支援を継続していくことも必要です。

視点4 高齢者の権利と尊厳を守る取組

第8期計画では、高齢者の権利と尊厳を守る取組として、権利擁護事業や高齢者虐待防止事業、成年後見制度利用支援事業などを実施してきました。また、認知症施策として認知症サポーター養成や認知症カフェの運営などを行いました。認知症サポーターの養成については、オンラインの活用などを通じて、コロナ禍においても順調に進みました。ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者は増加傾向にあるため、今後も継続して取り組んでいく必要があります。

高齢者虐待については、家族などの養護者の介護負担や経済苦、家族関係の悪化など様々な要因から発生している現状があり、また、消費者被害については、認知症などによる判断能力の低下だけでなく、身近な相談相手が不在の高齢者が多いことも要因となっています。高齢者の気になる状況を周囲が早期に気づくことのできる環境づくりが重要です。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、家族や友人以外に相談相手がいないと回答した高齢者が約3割となっています。また、認知症に関する相談窓口を知っている割合は25.3%となっています。

在宅介護実態調査では、充実してほしい施策や支援として「認知症になった時の支援」が46.2%と最も高くなっています。令和5年6月には、認知症基本法が成立するなど、認知症に対する取組は進んでいますが、今後は地域全体で認知症に対する理解を深め、地域ぐるみで見守り、支える体制づくりを進めていくことが重要です。

視点5 安心して暮らせる介護サービスの提供

要介護認定者の増加に伴う介護ニーズに対応するため、第8期計画期間中も継続的に介護サービス提供基盤の充実に努めてきました。ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加への対応として、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、特定施設入居者生活介護の募集を行いました。実現しなかったサービスもあり、検証を行うとともに、利用者のニーズを把握し、必要なサービスが提供できるよう事業者の確保に努めていく必要があります。

介護給付費は増加傾向にあることから、持続可能な介護保険制度の維持に向けて、介護給付適正化計画に基づく、利用者本位の適切なサービスの確保と給付の適正な運用を図る必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

高齢者が住み慣れた地域で、いきいきと活躍するまち、安心して暮らせるまち、地域で支え合うまちの実現を目指し、次のとおり基本理念を定めます。

1 基本理念

高齢者がいつまでも自分らしく暮らせるまち

上記基本理念の実現に向けて、次の5つの基本目標に沿って、施策の展開を図ります。

2 基本目標

基本目標1 包括的な支援体制の充実

基本目標2 健康と生きがいづくりへの支援

基本目標3 安心した地域での暮らしへの支援

基本目標4 権利擁護の充実

基本目標5 介護保険サービスの充実

第2節 施策の体系

基本理念	基本目標	施策の方向	
高齢者がいつまでも自分らしく暮らせるまち	1 包括的な支援体制の充実	1 地域の特性を踏まえた「地域包括ケア」の推進	
		2 在宅医療・介護連携の推進	
		3 生活支援体制の充実	
	2 健康と生きがいづくりへの支援	1 介護予防・健康づくりの推進	(1)総合事業の推進 (2)一般介護予防事業の効果的な展開 (3)保健事業と介護予防の一体的実施 (4)住民主体の介護予防活動の促進
		2 生きがいと活躍の場づくりの推進	(1)生きがいづくりと居場所づくり (2)社会貢献活動の促進 (3)就労の支援
	3 安心した地域での暮らしへの支援	1 在宅生活の支援	(1)在宅生活の支援 (2)高齢者等の見守り
		2 家族介護者の支援	
		3 安心・安全の確保	(1)高齢者の住まいの確保 (2)高齢者の交通・安全対策 (3)災害・感染症への対策
	4 権利擁護の充実	1 権利擁護の推進	(1)高齢者の尊厳と権利擁護 (2)老人保護措置事業
		2 認知症施策の推進	(1)地域や社会の支え合いの体制づくり (2)認知症の人と家族に対する支援
	5 介護保険サービスの充実	1 介護保険サービスの充実	
		2 地域支援事業の充実	
		3 介護保険料の設定	
		4 適正な保険給付の実施 (笛吹市介護給付適正化計画)	

具体的施策・事業		
○地域包括支援センターの機能強化	○総合相談・権利擁護事業	○包括的継続的ケアマネジメント事業
○在宅医療・介護連携推進協議会 ○ACP(人生会議)の普及啓発	○在宅医療・介護サポートセンターの運営 ○広域的な連携の推進	
○協議体の活動支援	○生活支援コーディネーターの活動の推進	
○介護予防ケアマネジメント ○一般介護予防事業 ○健診結果を活用した健康指導 ○高齢者の疾病予防・重症化予防 ○食生活に関する指導・食育の推進 ○いきいき百歳体操	○訪問型サービス(予防) ○介護予防講演会 ○各種がん検診の実施 ○各健康教室(栄養・運動・生活習慣病等) ○地域リハビリテーション活動支援事業 ○ウォーキングの推進	○通所型サービス(予防) ○特定健康診査・健康診査 ○データ利活用の促進 ○フレイル予防の推進 ○やってみるじゃん
○通いの場 ○市民講座 ○高齢者社会活動推進事業 ○農業塾推進事業	○敬老祝金支給事業 ○シルバー体操指導員支援事業 ○シルバー人材センターの活用	○行政区敬老事業助成事業 ○フレイル予防事業
○訪問型サービス(予防)(再掲) ○生活支援コーディネーターの活動の推進(再掲) ○在宅生活支援事業 ○配食サービス事業 ○救急医療情報キット配付事業 ○避難行動要支援者台帳・個別避難計画整備事業	○通所型サービス(予防)(再掲) ○ゴミ出し支援事業 ○高齢者緊急通報システム(ふれあいペンダント)事業 ○安心安全見守り連絡協議会	○協議体の活動支援(再掲) ○在宅高齢者外出支援サービス ○養護老人ホーム等短期宿泊事業 ○災害・感染症に対する備えの確認
○家族介護教室 ○介護マーク配布事業	○介護慰労金支給事業 ○介護離職の防止に向けた取組	○在宅寝たきり高齢者等紙おむつ助成事業 ○ヤングケアラー支援関係者会議
○ユニバーサルデザインの推進 ○サービス付き高齢者住宅、有料・軽費老人ホームの適正配置の検討 ○交通安全対策事業 ○住宅用火災警報器の設置と維持管理の促進 ○避難行動要支援者台帳・個別避難計画整備事業(再掲) ○高齢者の熱中症予防対策	○市営住宅の改善及び修繕 ○運転免許証自主返納支援事業	○住宅の耐震診断、耐震化の普及 ○公共交通の整備
○権利擁護事業 ○成年後見制度利用支援事業	○高齢者虐待防止事業 ○老人保護措置事業	○法人後見支援事業
○認知症サポーター養成講座 ○安心安全見守り連絡協議会(再掲) ○認知症地域支援・ケア向上事業 ○家族介護教室(再掲)	○キャラバンメイト活動支援 ○認知症について理解を深める啓発 ○認知症カフェ事業 ○介護マーク配布事業(再掲)	○認知症高齢者対策事業 ○認知症初期集中支援事業 ○一般介護予防教室事業(認知症予防)
○居宅(介護予防)サービス	○施設サービス	○地域密着型(介護予防)サービス
○介護予防・日常生活支援総合事業	○包括的支援事業	○任意事業
○給付費の見込み	○第9期介護保険料	○低所得者への配慮
○保険給付及び要介護認定審査の適正化 ○介護人材確保に向けた取組	○介護保険制度の周知 ○自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化	

第3節 本計画の重点施策

施策の方向	社会状況・現状・課題	主な事業
生活支援体制の充実	<p>●高齢化の状況や地理的条件等に応じて、地域ごとに特有の課題が生じている。また、そうした課題を行政の力だけで解決することは困難となっている。</p> <p>⇒地域ごとの高齢者の課題を解決できるよう、地域の人材や資源を発掘したり、サービスの創出が求められる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援体制整備事業
介護予防・健康づくりの推進	<p>●第4期医療費適正化計画(2024年～2029年)に向けた取組の推進</p> <p>⇒高齢者の心身機能の低下に起因した疾病の予防と介護予防の取組を新たに目標とし、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について、医療費適正化計画に位置付ける。</p> <p>●リハビリテーション専門機関が多い地域特性を最大限に生かすことで、より効果的に介護予防(フレイル予防)に取り組むことができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問型サービス ・通所型サービス ・一般介護予防事業 ・介護予防講演会 ・特定健康診査／健康診査 ・健診結果を活用した健康指導 ・データの利活用の促進 ・高齢者の疾病予防／重症化予防 ・各種健康教室 ・地域リハビリテーション活動支援事業 ・フレイル予防の推進 ・いきいき百歳体操
認知症施策の推進	<p>●令和5年6月 認知症基本法の制定</p> <p>⇒今後、国の基本計画に沿った施策の実施が求められる。</p> <p>●「チームオレンジ」の活動を2025年までに開始するという目標が、認知症施策推進大綱で定められている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター養成講座 ・認知症キャラバンメイト活動支援 ・認知症初期集中支援事業 ・認知症地域支援・ケア向上事業 ・認知症カフェ事業 ・認知症予防教室
介護人材確保に向けた取組	<p>●介護現場では人材の確保に苦慮しており、やむを得ず施設の受け入れ規模の縮小等が起きている現状である。</p> <p>⇒介護人材の確保及び育成、定着への取組が急務であり、広域的かつ計画的に取り組んでいくことが求められる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・山梨県等、関係機関の取組について周知の強化 ・中高生への介護の魅力発信の実施

第4章 施策の展開

基本目標1 包括的な支援体制の充実

施策の方向1 地域の特性を踏まえた「地域包括ケア」の推進

施策の方向性

複雑・多様化した課題、ニーズに対応するため、地域の全ての人が協働する「地域共生社会」の実現を目指し、住まい、医療、介護、予防、生活支援サービスが一体的に提供される「地域包括ケア」の深化・推進を図ります。

施策名	① 地域包括支援センターの機能強化	担当課	長寿支援課			
<ul style="list-style-type: none"> ●北部（石和・春日居）、東部（御坂・一宮）、南部（八代・境川・芦川）の日常生活圏域ごとの長寿包括支援センターが、長寿支援課地域包括担当とともに、相互に協力しながら地域の医療機関と介護関係事業者及び民生委員等と連携を深め、高齢者を支援していきます。 ●日常生活圏域ごとの地域ケア会議及び市全体での地域ケア推進会議を継続し、地域での地域課題の把握や課題解決に取り組んでいきます。 ●日常生活圏域の長寿包括支援センターの専門職と生活支援コーディネーターが連携し、地域の課題を捉え、地域力を生かし体制づくりを進めます。 ●長寿包括支援センターの役割について更に周知します。 ●各日常生活圏域の長寿包括支援センターの事業評価を実施することにより、センターの機能の強化に努めます。 ●県内でも数少ないリハビリテーション専門職がいる地域包括支援センターとして、市内医療機関等のリハビリテーション専門職等と連携を深めることで、更に地域包括支援センターの機能を高め、地域包括ケアの推進を図っていきます。 						
指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
長寿包括支援センターにおける専門3職種の配置人数	14	14	13	13	13	13

*令和5年度は見込値

施策名	② 総合相談・権利擁護事業	担当課	長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ●各日常生活圏域の長寿包括支援センターが、高齢者やその家族から様々な相談を受けつけます。高齢者本人だけでなく、ヤングケアラーや男性介護者など高齢者を取り巻く背景となるご家族の課題にも目を向け、必要な支援やサービスにつなげていきます。 ●地区民生委員児童委員協議会や事業者連絡会等へ参加し、顔の見える相談しやすい体制づくりを進めます。 ●安心して生活を送ることができるよう、高齢者の権利擁護のための必要な支援を行います。 ●引き続き、日常生活圏域の長寿包括支援センターが、身近な窓口としての効果的な機能を果たせるよう関係機関との連携を進めます。 ●長寿包括支援センターが圏域内の地域密着型サービス事業所における運営推進会議へ参加し連携強化を進めます。 ●高齢者の権利擁護のための啓発活動及び支援を継続します。 			

施策名	③ 包括的継続的ケアマネジメント事業	担当課	長寿支援課			
<ul style="list-style-type: none"> ●個々の高齢者の状況や変化に応じて継続的にケアマネジメントが行えるよう、介護支援専門員の後方支援を行います。 ●市内主任介護支援専門員連絡会と連携し介護支援専門員への支援を行います。 ●支援困難な事例や複雑な課題を抱える事例等については、地域ケア会議や事例検討会を通じてケアマネジメント支援を行います。 						
指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域ケア会議等における個別事例の検討件数	32	38	38	40	40	40

*令和5年度は見込値

施策の方向2 在宅医療・介護連携の推進

施策の方向性

多職種間の連携強化や、家族及び関係者との情報共有を通して、本人や家族の思いに寄り添う在宅医療介護体制づくりを進めていくことで、在宅医療と介護の連携を推進します。

施策名	① 在宅医療・介護連携推進協議会	担当課	長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ●医療及び介護関係者による在宅医療介護連携推進協議会を開催し、笛吹市の在宅医療の現状と課題及び解決策について継続的に協議し、医療と介護の密接な連携による支援体制を推進していきます。 			

施策名	② 在宅医療・介護サポートセンターの運営	担当課	長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ●笛吹市在宅医療・介護サポートセンターにおいて、日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応など、在宅医療に関する相談に対応します。 ●入退院時の医療と介護の連携をスムーズに行うために、伝達・共有できるしくみづくりを推進していきます。 			

施策名	③ ACP(人生会議)の普及啓発	担当課	長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ●市民一人ひとりが、自らの意思で生き方や最期の迎え方を選択する重要性を理解し考える機会がつけられるよう支援します。 ●出前講座や市独自の広報物などにより、ACP(人生会議)の普及啓発を進めます。 			

施策名	④ 広域的な連携の推進	担当課	長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ●2次医療圏での医療と介護の連携の取組を推進し、救急医療対策や入退院時連携のためのツールの作成など課題解決のための方策を検討していきます。 ●やまなし県央連携中枢都市圏での在宅医療介護連携について、情報共有を行い、共通の課題に取り組む体制を整備します。 			

施策の方向3 生活支援体制の充実

施策の方向性

「支え合う地域づくり会議」(協議体)は、第1層(市全体)と第2層(各町単位)があり、生活支援コーディネーターと共に、地域の様々な団体等と連携し、高齢者を支えるネットワークを構築します。

また、地域ごとの高齢者の課題を解決できるよう、地域の人材や資源を発掘したり、サービスの創出を目指します。

施策名	① 協議体の活動支援	担当課	長寿支援課
	<ul style="list-style-type: none"> ●第1層及び第2層の協議体は、支え合いの地域づくりの必要性を広く周知し、地域ごとのニーズに応じた担い手を増やします。 ●第1層及び第2層の生活支援コーディネーターが、それぞれの協議体の持つ情報を整理分析し、協議体の自主性を尊重しながら、相互の情報共有がスムーズに図れるよう支援します。 		

施策名	② 生活支援コーディネーターの活動の推進	担当課	長寿支援課
	<ul style="list-style-type: none"> ●生活支援コーディネーターは、地域や地域ケア会議等の中から、高齢者の課題を把握し、協議体と情報を共有するとともに、課題を解決するための資源(取組等)とニーズとのマッチングをします。 ●地域の住民や団体、法人等と連携し、子どもから高齢者までの生涯を通じた支え合い教育を推進し、地域の人材発掘と新たな資源(取組等)の開発を目指します。 		

基本目標2 健康と生きがいづくりへの支援

施策の方向1 介護予防・健康づくりの推進

施策の方向性

一人ひとりが自らの持つ能力をできる限り生かして、要介護状態等になることを予防するために又は要介護状態等を軽減若しくは悪化を防止するために、個人の状態に適した支援を行います。

また、保健事業と介護予防の一体的な実施を推進することにより、データ分析を行い、必要に応じて医療専門職が関与し、地域の実情に応じた効果的な事業展開を目指します。

(1) 総合事業の推進

施策名	① 介護予防ケアマネジメント	担当課	長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ●要支援者などに対し、介護予防・健康の維持増進に向けた取組ができるよう介護予防ケアプランを作成し支援します。 ●居宅介護支援事業所と連携し、自立した日常生活が送れるようケアプランを作成します。 			

施策名	② 訪問型サービス(予防)	担当課	長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ●従来の訪問型介護(現行相当)と訪問型サービス A(買い物、洗濯などの生活援助)を継続していきます。 ●地域の実情に応じて、訪問型サービスB(住民主体による生活援助)、訪問型サービスC(保健・医療の専門職による居宅での短期集中予防)、訪問型サービスD(移動支援)などの必要性について、現状把握に努めます。 			

施策名	③ 通所型サービス(予防)			担当課	長寿支援課	
<ul style="list-style-type: none"> ●従来の通所型介護(現行相当)と緩和した基準による通所型サービス A(ミニデイサービスや、運動・レクリエーションを提供)、また、通所型サービス C(専門職による短期集中型)を継続していきます。 ●通所型サービスBについては、通いの場での実態把握に努めます。 						
指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
いきいき百歳体操、通いの場又は通所B等団体数	44	46	48	50	52	54

*令和5年度は見込値

(2) 一般介護予防事業の効果的な展開

施策名	① 一般介護予防事業			担当課	長寿支援課	
<ul style="list-style-type: none"> ●新規参加者獲得のため、多様な内容を展開し、さらに周知していきます。 ●教室でのアンケート結果を活かし、参加者が希望する内容も取り入れていきます。 ●介護予防教室では、運動を中心に学ぶことにより、運動機能の維持を図ります。 ●家庭や地域で継続できる内容の教室を開催し、仲間づくりを行いながら、参加者の主体的な活動に発展できるように支援します。 						
指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
過去1年間に転倒した経験がある人の割合(%)	—	—	—	—	—	35.3

施策名	② 介護予防講演会			担当課	長寿支援課	
<ul style="list-style-type: none"> ●より多くの人に参加してもらえよう、広く周知していきます。 ●介護予防(認知症予防)の知識を普及啓発するために講演会を開催し、介護予防に取り組む市民を支援します。 						

(3) 保健事業と介護予防の一体的実施

施策名	① 特定健康診査・健康診査			担当課	健康づくり課	
<ul style="list-style-type: none"> ●健康増進計画、データヘルス計画に基づき、計画に掲げた目的・目標の達成状況の評価を行い、次期計画に反映します。 ●特定健康診査(65～74歳)、健康診査(75歳以上)、レセプトデータ等健康・医療情報の分析を行います。 ●後期高齢者の92%が生活習慣病の治療を受けていることから、かかりつけ医と連携して生活習慣病の重症化防止を図ります。 						

施策名	② 健診結果を活用した健康指導			担当課	健康づくり課 長寿支援課	
<ul style="list-style-type: none"> ●健康診査の結果に応じた生活習慣改善への取組を提案します。 ●後期高齢者質問票等を活用し、個々の状態に合わせた指導を実施します。 						

施策名	③ 各種がん検診の実施	担当課	健康づくり課
<ul style="list-style-type: none"> ●がん検診のメリット、デメリットを周知し、高齢者は、かかりつけ医と相談して、必要ながん検診を選んで受けるよう周知し、がんの早期発見・早期治療を促します。 ●精密検査が必要な場合には、医療機関への受診を勧め、精密検査の受診率の向上に取り組めます。 			

施策名	④ データ利活用の促進	担当課	健康づくり課 長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ●国保データベース(KDB システム)や実態把握の調査等を活用し、地域の課題分析を行い、市の課題を明確化することで効果的な事業を展開します。 			

施策名	⑤ 高齢者の疾病予防・重症化予防	担当課	健康づくり課 国民健康保険課 長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ●低栄養防止・生活習慣病の重症化予防の取組を行います。 ●重複・頻回受診者の相談や指導を行います。 ●検診・医療が未受診で、健康状態が不明な高齢者の状態把握を行い、必要な支援を行います。 			

施策名	⑥ 各健康教室(栄養・運動・生活習慣病等)	担当課	健康づくり課 長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ●生活習慣病重症化ハイリスク者に対し、引き続き健康教育を実施していきます。 ●通いの場等高齢者が集まる機会を利用して、健康教育を行っていきます。 			

施策名	⑦ 食生活に関する指導・食育の推進	担当課	健康づくり課
<ul style="list-style-type: none"> ●低栄養状態の防止に向け、食生活改善推進員が、食育教室や訪問活動等を実施する地区を増やします。 ●「高齢者向けのランチョンマット」を活用し、具体的で分かりやすく自分に合った食事の量やバランスについて知る機会を増やします。 			

施策名	⑧ 地域リハビリテーション活動支援事業	担当課	長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ● 県内でも有数のリハビリテーション専門病院が多い地域特性を生かし、希望する高齢者がリハビリテーション専門職(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士)から直接助言や指導を受けられるしくみづくりを進めます。また、地域包括支援センターに配置されたリハビリテーション専門職と、市内医療機関等のリハビリテーション専門職との連携を深めることで、高齢者の自立支援を促し、介護予防を効果的に推進します。 ● さらに、歯科衛生士や管理栄養士など、リハビリテーション専門職だけにとらわれない多職種によるリハビリテーションの視点を取り入れた介護予防を積極的に行うことで、在宅生活を継続し、自分らしく地域でいきいきと生活できる高齢者を増やします。 			

(4) 住民主体の介護予防活動の促進

施策名	① フレイル予防の推進	担当課	長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ● フレイルチェックの実施と合わせ、広く市民に向けてフレイル予防について普及啓発を図ります。 ● フレイルサポーター養成講座を通じてフレイルサポーターの数を増やし、活動の活性化を図ります。 ● 介護予防活動の促進に向けて、フレイルトレーナー、サブトレーナーとの連携強化を図ります。 ● 他市町村のフレイルサポーターとの交流を図ります。 ● 高齢者の虚弱(フレイル)状態への予防に向けて、「栄養(食・口腔機能)」「運動」「社会参加」という3つの項目のチェックを行い、リハビリテーション専門職・歯科衛生士・管理栄養士等を派遣し、地域において予防に取り組むような動機付けや、普及啓発を行います。 			

施策名	② いきいき百歳体操	担当課	長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ● 筋力や体力に合わせて、重りを手首や足首に巻いて行う運動を、地域住民が主体的に行っていくよう促します。 ● 地域住民が主体的に活動していけるよう情報発信、情報提供をしていきます。(新規開拓含む) ● 現在活動している団体の活動を推進します。(活動回数が少ない団体には、週1回の活動を勧め、活動休止中の団体には活動再開を促します。) ● 週1回活動している団体には訪問して「皆勤賞」を授与し、さらなる継続を促進します。 ● いきいき百歳体操の活動発表や先進事例の講演などの機会を設けます。 			

施策名	③ ウォーキングの推進	担当課	長寿支援課 生涯学習課
<ul style="list-style-type: none"> ●プログラム参加者が増えるよう、広く周知していきます。 ●高齢者の体力、筋力維持のため、ウォーキングの効果について周知し、ウォーキングを推進していきます。また、活動が継続的にできるようグループ作りなどの導入部分の支援を行います。 ●プログラム終了後も自主活動を行うグループに対して、活動が継続できるよう支援していきます。 ●ウォーキングを広めるためにイベントを開催し、健康増進並びに参加者相互の親睦及び交流を深めます。 			

施策名	④ やってみるじゃん	担当課	長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ●地区公民館などで、体操や健康講話等の介護予防を実施し、自宅でも継続できるようにしていきます。 ●各地域において、通いの場やサロンなど自主的なグループ活動のきっかけを作り、自主的な取組につなげられるよう支援を行います。 ●プログラム終了後も自主活動を行うグループに対して、活動が継続できるよう支援していきます。 			

施策の方向 2 生きがいと活躍の場づくりの推進

施策の方向性

人生 100 年時代を迎え、高齢者が地域において生涯にわたっていきいきと暮らし、充実した人生を送れるよう、居場所づくりをはじめ、社会貢献活動や趣味の活動への参加の促進を通じて、高齢者の生きがいと活躍の場づくりを推進します。

(1) 生きがいづくりと居場所づくり

施策名	① 通いの場	担当課	長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者の生きがいづくりの場が市内の必要などころにできるよう、活動を支援します。 ● 通いの場への補助金申請をさらに周知していくとともに、各地域での高齢者の自主的な活動を促進します。 ● 地域の高齢者の交流を目的に地区公民館などで開催されるサロン活動を支援します。 ● 新型コロナウイルス感染症の流行により低下した通いの場への参加率の向上を図ります。 			

施策名	② 市民講座	担当課	生涯学習課
<ul style="list-style-type: none"> ● 市民が生涯にわたり、自らの希望により学び、豊かな生活を送れるようにするため、市民のニーズや地域の特性に合わせ実施している講座や教室の充実を図り、生涯学習の機会の提供に取り組みます。 ● 関係各課と連携しながら、高齢者がこれまでに培った経験や知識、技能を社会参画や社会貢献に活かせる講座や教室を開催し、生きがいを感じ自分らしく過ごせる居場所づくりに取り組みます。 			

施策名	③ 敬老祝金支給事業	担当課	長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ● 老人の日及び老人週間の行事として、高齢者に敬老祝金を支給し、長寿を祝福するとともに、敬老思想を高め、併せて老人福祉の増進を図ります。 ● 満 88 歳、満 100 歳の高齢者を対象に、引き続き祝い金を支給します。 			

施策名	④ 行政区敬老事業助成事業	担当課	長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ● 行政区が実施する敬老事業に対して助成を行います。 ● 地域住民との関係づくりにつながるような世代間交流事業等の実施を推進し、また、助成金の内容等の見直しを進めます。 			

(2) 社会貢献活動の促進

施策名	① 高齢者社会活動推進事業	担当課	長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ●シニアクラブ及び老人クラブの活動を通し、地域社会の中で、自ら社会活動に参加し、役割を持って地域の中で活動できるよう、補助金の交付を通して、友愛訪問・各種事業等の各種活動の支援を行い、元気な高齢者の活動の場を広げます。 ●引き続き、シニアクラブ及び老人クラブの行う各種活動(一般事業や会員増加、クラブ数増加へ向けた活動等)に対し、補助金の交付を通して、高齢者自身の生きがいづくりや介護予防を支援します。 			

施策名	② シルバー体操指導員支援事業	担当課	長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ●シルバー体操指導員の個々の活動の場だけでなく、活動発表や交流する機会を設けます。 ●2年に1度養成講座を開催し、広く活動を周知します。 ●スキルアップ講座を開催し、地域での介護予防活動の活発化を推進するための活動につなげます。 ●シルバー体操指導員とフレイルサポーターの活動合併に向けて検討していきます。 			

施策名	③ フレイル予防事業	担当課	長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ●フレイルサポーター養成講座について広く周知し、フレイルサポーターの数を増やします。 ●年に数回、フレイルトレーナーによる研修を行い、フレイルサポーターがスキルアップできるようにします。 ●フレイルチェックの実施と合わせ、広く市民に向けてフレイル予防の普及啓発を図ります。 			

(3) 就労の支援

施策名	① 農業塾推進事業	担当課	農林振興課			
<ul style="list-style-type: none"> ●農業従事者の高齢化による労力負担を軽減するため、農業技術(果樹栽培技術)の講習会等への参加周知を行い、農業の担い手の育成、確保及び援農者の育成を図ります。 ●引き続き援農支援センターを含む農業塾の事業推進を支援し、農業の担い手の確保、規模縮小する高齢農家の相談等に努めます。 						
指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
農業技術の講習会等への参加人数	1,339	1,407	1,450	1,500	1,550	1,600

*令和5年度は見込値

施策名	② シルバー人材センターの活用
<ul style="list-style-type: none"> ●シルバー人材センターにおいて、高齢者への就労機会を提供します。 ●高齢者が経験や知識を生かし、生きがいを持って健康に過ごせるよう、就労機会を確保します。 	

基本目標 3 安心した地域での暮らしへの支援

施策の方向 1 在宅生活の支援

施策の方向性

高齢者一人ひとりの状況に応じた適切なサービス(身近な家事の援助、外出支援、日常生活用具の提供等)を提供することにより、在宅での生活を支援します。また、地域ぐるみの見守りネットワーク体制の充実や、家族介護者への支援を通じて、地域での安心できる在宅生活の継続を支援します。

(1) 在宅生活の支援

施策名	① 訪問型サービス(予防)(再掲)	担当課	長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ●従来の訪問型介護(現行相当)と訪問型サービス A(買い物、洗濯などの生活援助)を継続していきます。 ●地域の実情に応じて、訪問型サービスB(住民主体による生活援助)、訪問型サービスC(保健・医療の専門職による居宅での短期集中予防)、訪問型サービスD(移動支援)などの必要性について、現状把握に努めます。 			

施策名	② 通所型サービス(予防)(再掲)	担当課	長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ●従来の通所型介護(現行相当)と緩和した基準による通所型サービス A(ミニデイサービスや、運動・レクリエーションを提供)、また、通所型サービス C(専門職による短期集中型)を継続していきます。 ●通所型サービスBについては、通いの場での実態把握に努めます。 			

指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
いきいき百歳体操、通いの場又は通所 B 等団体数	44	46	48	50	52	54

*令和5年度は見込値

施策名	③ 協議体の活動支援(再掲)	担当課	長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ●第1層及び第2層の協議体は、支え合いの地域づくりの必要性を広く周知し、地域ごとのニーズに応じた担い手を増やします。 ●第1層及び第2層の生活支援コーディネーターが、それぞれの協議体の持つ情報を整理分析し、協議体の自主性を尊重しながら、相互の情報共有がスムーズに図れるよう支援します。 			

施策名	④ 生活支援コーディネーターの活動の推進 (再掲)	担当課	長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ●生活支援コーディネーターは、地域や地域ケア会議等の中から、高齢者の課題を把握し、協議体と情報を共有するとともに、課題を解決するための資源(取組等)とニーズとのマッチングをします。 ●地域の住民や団体、法人等と連携し、子どもから高齢者までの生涯を通じた支え合い教育を推進し、地域の人材発掘と新たな資源(取組等)の開発を目指します。 			

施策名	⑤ 在宅高齢者外出支援サービス	担当課	長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ●交通手段を利用することができず外出が困難な在宅高齢者に対し、タクシー利用料金の一部を助成します。 ●公共交通等の他の施策も含め、地域全体の移動支援を総合的に捉え、対象者やサービス内容を検討します。 			

施策名	⑥ 在宅生活支援事業	担当課	長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ●ニーズは少ないものの、必要としている高齢者がいるため、介護予防用寝台貸与費助成事業は継続していきます。 			

施策名	⑦ ゴミ出し支援事業	担当課	長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ●集積所等にゴミを持ち込むことが難しい高齢者が、シルバー人材センターのワンコインサービスを利用してゴミ出し支援を受けた場合、その利用料の一部を支援します。 ●事業の利用促進を図るとともに、事業の評価を行いながら本事業によらないゴミ出し支援の在り方も検討していきます。 			

施策名	⑧ 養護老人ホーム等短期宿泊事業	担当課	長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ●60 歳以上の高齢者に、短期間の宿泊により、日常生活に対する指導、支援を行い基本的な生活習慣を身につけることができるよう援助します。 ●引き続き、市内の養護老人ホームと締結している契約を継続し、事案が発生した際には迅速に対応できるよう備えます。 			

(2) 高齢者等の見守り

施策名	① 配食サービス事業	担当課	長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ●食の確保が困難な65歳以上のひとり暮らし高齢者等に対し、昼食の配達を行い、併せて安否確認を実施します。 ●必要とする高齢者に向けて、これまでどおり事業を継続していきます。 			

施策名	② 高齢者緊急通報システム (ふれあいペンダント)事業	担当課	長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者の日常生活上の安全確保と不安の解消を目的に、在宅のひとり暮らし高齢者等の急病または事故等の緊急時に、迅速な救助ができる緊急通報システムを整備します。 ●必要とする高齢者に向けて、これまでどおり事業を継続していきます。 			

施策名	③ 救急医療情報キット配付事業	担当課	長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ●75 歳以上の在宅のひとり暮らし高齢者等の急病または事故等の救急時に、救急隊や医療機関に本人の適切な情報が速やかに伝えられる手段として、情報キットを配布します。 ●より多くの方の利用に向けて、内容を検討し、事業を継続していきます。 			

施策名	④ 安心安全見守り連絡協議会	担当課	福祉総務課
<ul style="list-style-type: none"> ●安否確認等の活動を行う団体等が、情報交換、情報共有のできる場として、年1回以上の開催を目指します。 ●市民の誰もが、高齢者・子ども・障がい児(者)等への異変に気付き、緊急時に対応できるなど、安心安全な地域づくりが推進されるように努めます。 			

指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
安心安全見守り連絡協議会開催回数	1	1	1	1	1	1

*令和5年度は見込値

施策名	⑤ 避難行動要支援者台帳・個別避難計画 整備事業	担当課	福祉総務課 防災危機管理課
<ul style="list-style-type: none"> ●避難行動要支援者台帳は、これまでどおり毎年更新の上、引き続き区長や民生委員児童委員等に配布します。 ●これに合わせて、本人の同意を得た中で、個別避難計画(確定版)を令和5年度より順次作成し、令和6年度までの作成を目指します。 			

施策の方向2 家族介護者の支援

施策の方向性

家族同士の交流の機会の提供や、介護にかかる費用の一部補助等により、介護者の負担軽減に努め、介護者に対する経済的・心理的支援を行うことで、高齢者の在宅生活を支える家族介護者を支援します。

施策名	① 家族介護教室	担当課	長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ●参加者同士が交流できる場を提供できるようにしていきます。 ●介護者のニーズを把握し、希望に沿った内容を実施できるようにしていきます。 ●介護者が継続的に介護を行うことができるよう、身体の負担を減らす介護方法や、ストレスを軽減する方法等について学ぶ機会を提供します。 ●男性介護者やダブルケア中の介護者など、介護者の抱える背景等の特性に合わせて、介護者同士の交流により、精神的な負担の軽減を行うことのできる機会を設けます。 			

施策名	② 介護慰労金支給事業	担当課	長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ●家庭において、寝たきり高齢者または認知症高齢者を介護している人の日頃の労苦に対し、慰労金を支給します。 			

施策名	③ 在宅寝たきり高齢者等紙おむつ助成事業	担当課	長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ●在宅の寝たきり高齢者に対し、紙おむつ費用の一部を助成します。 			

施策名	④ 介護マーク配布事業	担当課	長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ●認知症や障がい者を介護している人が、買い物や介助の際に周囲から誤解や偏見を持たれることのないよう、介護者に介護マークを配布し、身に付けてもらいます。 ●ニーズは少ないものの、必要としている介護者がいるため継続していきます。 			

施策名	⑤ 介護離職の防止に向けた取組			担当課	介護保険課	
<p>●介護者の多様な就労状況に合わせた柔軟な対応が可能になる、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの複合的サービスについて、医療依存度の高いケースの増加、利用者や家族の状況に合わせて柔軟な対応が可能なサービスであることなどを踏まえ、今後の整備を引き続き検討していきます。</p>						
指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護提供事業所数	1	1	1	1	2	2

施策名	⑥ ヤングケアラー支援関係者会議			担当課	子育て支援課	
<p>●高齢者を世話するヤングケアラーの早期発見と対応を行うため、ヤングケアラーに関係する部署が相互に連携し、定期的に情報交換する場を設けます。また、介護保険課や長寿支援課を通じて、各日常生活圏域の長寿包括支援センターや介護関係事業所等とも情報共有し、対象者の早期発見と対応に努めます。</p>						

施策の方向3 安心・安全の確保

施策の方向性

市営住宅のバリアフリー化の推進等により、高齢者の住まいの確保を図ります。また、高齢者の交通安全対策や公共交通網の整備、防災・感染症対策などを通じて、高齢者の安全・安心の確保に取り組みます。

(1) 高齢者の住まいの確保

施策名	① ユニバーサルデザインの推進	担当課	まちづくり整備課 観光商工課 管財課・土木課
<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者を含めたあらゆる人が不自由なく利用できるよう、歩道、公共施設の新設及び更新の際には、バリアフリー化の検討を進めます。 ●笛吹市観光振興プラン等に基づき、石和温泉駅及び春日居町駅周辺のバリアフリー環境を管理・維持していきます。また、「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」による民間の公益施設のバリアフリー化を適切に支援していきます。 			

施策名	② 市営住宅の改善及び修繕	担当課	建設総務課
<ul style="list-style-type: none"> ●市営住宅の改善や修繕を行うとともに、バリアフリー化を進めます。 ●笛吹市営住宅長寿命化計画に基づき、高齢者に優しい住宅の改善を進めます。 			

施策名	③ サービス付き高齢者住宅、有料・軽費老人ホームの適正配置の検討	担当課	まちづくり整備課 介護保険課
<ul style="list-style-type: none"> ●サービス付き高齢者住宅、有料老人ホームの設置にあたっては、既存の介護サービスを考慮し適正な設置や適格な整備及び運営に向けた意見書を提出するとともに、県との情報連携を強化していきます。 			

◎住宅型有料老人ホーム(特定施設入所者生活介護の指定のないもの)等の物件数及び定員

	現状(令和5年度)	
	物件数	定員(人)
住宅型有料老人ホーム(特定施設入所者生活介護の指定なし)	3	185
サービス付高齢者住宅	8	158
軽費老人ホーム	2	100

(2) 高齢者の交通・安全対策

施策名	① 交通安全対策事業			担当課	市民活動支援課	
<p>●高齢者対象の交通安全教室は要望に応じて開催しています。今後も交通安全啓発活動を中心に、高齢者の交通安全意識の浸透及び交通事故防止を図ります。</p>						
指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者教室開催数	5	4	9	10	10	10

*令和5年度は見込値

施策名	② 運転免許証自主返納支援事業			担当課	市民活動支援課	
<p>●高齢者等の交通事故防止及び運転免許証の自主返納制度の普及を目的に、自主的に運転免許証を返納した方に対し、タクシーの回数乗車券を交付します。</p>						
指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
申請者数	238	214	200	200	200	200

*令和5年度は見込値

施策名	③ 住宅の耐震診断、耐震化の普及			担当課	まちづくり整備課	
<p>●木造住宅の耐震診断及び耐震改修費等に対する補助を実施します。 ●木造住宅の所有者に対して耐震化の促進をするため、戸別訪問等を実施します。 ●広報、ホームページへの掲載により補助制度の周知を行います。</p>						
指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
耐震診断・改修の個別訪問等の件数	85	198	200	200	200	200

*令和5年度は見込値

施策名	④ 住宅用火災警報器の設置と維持管理の促進			担当課	消防本部予防課	
<p>●住宅用火災警報器の設置率向上と維持管理の両面から指導を行います。 ●市の講義や訓練指導などで住宅用火災警報器の設置・維持の広報活動を進め、設置率の向上を図ります。</p>						
指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
寝室の火災警報器の設置率(%)	85	86	82	87	88	89

*令和5年度は確定値

施策名	⑤ 公共交通の整備			担当課	企画課	
<p>●本市の地域特性に対応した、持続可能かつ有効な公共交通網の形成を図るため、路線別の利用実態や財政負担の状況などを踏まえて、民営バス、自主運営バス、市営バス、デマンドタクシーの一体的な路線再編や運行の効率化、一体的な路線再編に伴い、市内の移動の利便性向上など、公共交通網の再編を行い、市内全域をカバーする新たな交通システム(AI デマンド交通)を導入します。</p>						
指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
公共交通の利用者数	23,436	24,497	25,880	23,400	23,400	23,400

*令和5年度は見込値

(3) 災害・感染症への対策

施策名	① 避難行動要支援者台帳・個別避難計画整備事業(再掲)		担当課	福祉総務課 防災危機管理課
<p>●避難行動要支援者台帳は、これまでどおり毎年更新の上、引き続き区長や民生委員等に配布します。</p> <p>●これに合わせて、本人の同意を得た中で、個別避難計画(確定版)を令和5年度より順次作成し、令和6年度までの作成を目指します。</p>				

施策名	② 災害・感染症に対する備えの確認			担当課	介護保険課	
<p>●全国各地で大規模災害が発生していることを踏まえ、介護事業所で策定している避難計画や業務継続計画(BCP)を運営指導の際に確認します。</p> <p>●従来からの感染症に加え、令和2年には新たな感染症も世界規模で発生したことを踏まえ、介護事業所での感染症発生時の対応マニュアル作成や、職員への研修状況、物資の備蓄等を運営指導の際に確認します。</p>						
指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護サービス事業所への災害・感染症に対する備えの確認回数	21	23	23	19	19	21

*令和5年度は見込値

施策名	③ 高齢者の熱中症予防対策		担当課	健康づくり課 長寿支援課
<p>●近年、熱中症アラートの発表が頻回にあるなど、高齢者の熱中症リスクが高まっています。熱中症にならないための予防知識の普及や情報提供に努めます。</p> <p>●通いの場やいきいき百歳体操の場において、熱中症予防のための情報提供に努めます。</p>				

基本目標 4 権利擁護の充実

施策の方向 1 権利擁護の推進

施策の方向性

高齢者の主体性や尊厳を守り、地域で安心して暮らし続けることができるように、様々な方法で高齢者の人権や財産を擁護するとともに、引き続き権利擁護のための取組や制度を周知します。

(1) 高齢者の尊厳と権利擁護

施策名	① 権利擁護事業	担当課	長寿支援課
	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者の持つ権利を守るため、成年後見制度の紹介や、虐待の早期発見、消費者被害への対応に向けて関係者と連携を図ります。また、必要に応じて虐待の疑いのある高齢者を養護老人ホームへ一時保護します。 ● 引き続き関係機関との連携を深め、虐待被害の防止に努めます。 ● 権利擁護についての理解を深めるための研修等を行い、普及啓発を継続的にを行います。 		

施策名	② 高齢者虐待防止事業	担当課	長寿支援課
	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者に対する虐待発生時の早期発見とスムーズな対応につなげるためのコア会議を開催します。 ● 高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会を開催します。 ● 引き続き関係機関との連携を図るとともに、高齢者虐待防止マニュアルにより対応します。 		

施策名	③ 法人後見支援事業	担当課	福祉総務課
	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内で法人後見として受任できる法人は、笛吹市社会福祉協議会のみのため、成年後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保に努めます。 ● 市民後見人養成講座等の受講を推進することにより、後見人等の役割などに対する関係職員の理解を深めるとともに、専門的な知識の習得に努めます。 		

施策名	④ 成年後見制度利用支援事業	担当課	福祉総務課 長寿支援課 障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ●成年後見制度の利用が必要な人に対し、申立て等の支援を行います。 ●適切な成年後見人を選任できるよう支援します。 ●関係機関との連携を密に行い情報把握をすることで、対象者の状況に応じた制度利用の支援を行います。 			

(2) 老人保護措置事業

施策名	① 老人保護措置事業	担当課	長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ●老人福祉法に基づき、家庭環境、経済的な要件等により、社会生活が困難と判断された養護の必要な高齢者を養護老人ホームに入所措置します。 ●引き続き入所申請時の審査を十分に行い、必要な高齢者については入所決定します。また、関係機関との連携を密に行うことで状況を把握し、対象者に適切な対応を行います。 			

◎養護老人ホーム措置入所者数

	現状	見込み		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
措置入所者数	13	16	18	20

*令和5年度は見込値

施策の方向 2 認知症施策の推進

施策の方向性

令和5年度に認知症基本法が制定され、認知症の人を含めたすべての人が尊厳と希望をもって暮らすことができるよう、認知症対策を総合的かつ計画的に推進することが求められています。

認知症への理解促進を進めるとともに、認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、切れ目のない支援が提供できるよう取組を進めます。

また、認知症の予防・重度化防止に継続して取り組むとともに、認知症高齢者を介護する家族への支援にも継続して取り組みます。また、地域で認知症になった方を支え、見守る体制づくりの構築を推進します。

(1) 地域や社会の支え合いの体制づくり

施策名	① 認知症サポーター養成講座	担当課	長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ●地域社会の中で、自分ができる認知症支援に取り組む人を増やすため、認知症に関する正しい知識を習得し、認知症の人や家族の気持ちを理解できるサポーターを養成します。 ●学校と協力しながら、小中学生や高校生などへのサポーター養成を行う機会を増やし、各世代に応じた内容で、サポーターを養成していきます。 			

施策名	② キャラバンメイト活動支援	担当課	長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ●キャラバンメイト(認知症サポーター養成講座を企画・開催できる人材)のための研修会や交流会を開催し、市内で活動できるキャラバンメイトをバックアップします。 ●キャラバンメイトが活躍できる場についての情報提供を行います。 			

施策名	③ 認知症高齢者対策事業	担当課	長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ●医療機関や介護事業者、警察などの関係機関と連携し、地域で認知症高齢者を支援する体制を構築します。 ●認知症サポーター養成講座のステップアップ講座を開催し、サポーターが、地域の担い手となるしくみづくりに取り組んでいきます。(「チームオレンジ」の創設に向けた取組) ●徘徊する高齢者の捜索に役立つ物品等の活用を検討し、認知症高齢者が、安心して生活できるよう支援します。 			

施策名	④ 安心安全見守り連絡協議会(再掲)			担当課	福祉総務課	
<ul style="list-style-type: none"> ● 安否確認等の活動を行う団体等が、情報交換、情報共有のできる場として、年1回以上の開催を目指します。 ● 市民の誰もが、高齢者・子ども・障がい児(者)等への異変に気付き、緊急時に対応できるなど、安心安全な地域づくりが推進されるように努めます。 						
指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
安心安全見守り連絡協議会開催回数	1	1	1	1	1	1

*令和5年度は見込値

施策名	⑤ 認知症について理解を深める啓発			担当課	長寿支援課	
<ul style="list-style-type: none"> ● 認知症の人を地域において支援し、支えていくために、取るべき対応の内容や認知症予防の方法がわかる認知症ケアパス(説明書)を改訂し普及します。 ● 認知症の人の家族や関係者に、認知症ケアパスを配布し、活用方法を周知します。 ● 認知症の人から直接話を聞いたり、意向を確認する機会を設けることで、認知症当事者への理解を深め、施策に生かしていくとともに、地域での理解促進を図ります。 						

(2) 認知症の人と家族に対する支援

施策名	① 認知症初期集中支援事業	担当課	長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ● 認知症初期集中支援チームが、在宅で生活している認知症が疑われる人または対応に苦慮している認知症の人を支援し、必要な医療や介護サービス、介護予防につなげます。 ● 本人や家族が認知症であることに気付かず重症化し、受診や支援につながらないケースが多いことから、認知症について理解を深める取組を進めます。 			

施策名	② 認知症地域支援・ケア向上事業	担当課	長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ● 認知症地域支援推進員を中心に認知症の実態把握を行い、適切な支援の実施に向けた検討を行います。また、認知症の人の相談先の周知により、早期発見につなげます。 ● 認知症の人と家族の会主催の会を通し、介護者の思いや意見を共有するとともに、認知症と思われる人を持つ家族からの相談がある場合に、認知症の人と家族の会を紹介します。 ● 認知症地域支援推進員を中心に、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関との連携を図るための支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行います。 ● 認知症の人が早期に認知症であることに気づき、適切に対応できるよう、認知症コールセンターを周知します。 ● 県で設置している若年性疾患センターと連携し、若年性認知症の人への支援を行います。 			

施策名	③ 認知症カフェ事業	担当課	長寿支援課			
<ul style="list-style-type: none"> ● 認知症の人とその家族、地域住民、専門職等の誰もが参加し、集い、情報交換できる場所としての認知症カフェの事業継続をしていきます。 						
指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症カフェ設置件数	4	4	5	5	5	5

*令和5年度は見込値

施策名	④ 一般介護予防教室事業(認知症予防)	担当課	長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ● 参加者が増えるよう、広く周知します。 ● データの利活用やニーズ把握を実施し、認知症予防につながる事業を展開します。 ● 認知症予防に効果のあるウォーキングや人とのつながりがひろがるスマートフォンの活用方法を学び社会参加する機会が増えるよう教室を開催します。 			

施策名	⑤ 家族介護教室(再掲)	担当課	長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ●参加者同士が交流できる場を提供できるようにしていきます。 ●介護者のニーズを把握し、希望に沿った内容を実施できるようにしていきます。 ●介護者が継続的に介護を行うことができるよう、身体の負担を減らす介護方法や、ストレスを軽減する方法等について学ぶ機会を提供します。 ●男性介護者やダブルケア中の介護者など、介護者の抱える背景等の特性に合わせて、介護者同士の交流により、精神的な負担の軽減を行うことのできる機会を設けます。 			

施策名	⑥ 介護マーク配布事業(再掲)	担当課	長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ●認知症や障がい者を介護している人が、買い物や介助の際に周囲から誤解や偏見を持たれることのないよう、介護者に介護マークを配布し、身に付けてもらいます。 ●ニーズは少ないものの、必要としている介護者がいるため継続していきます。 			

基本目標 5 介護保険サービスの充実

第1節 介護保険サービスの充実

要介護または要支援と認定された人が利用できるサービスは下記のとおりです。

■介護保険のサービス体系

	介護サービス 【介護給付】	介護予防サービス 【予防給付】
対象	要介護1～5と認定された人が利用できるサービスです。	要支援1・2と認定された人が利用できる介護予防を重視したサービスです。
居宅サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○訪問介護 ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 ○通所介護 ○通所リハビリテーション ○短期入所生活介護 ○短期入所療養介護 (医療型ショートステイ) ○福祉用具貸与 ○特定福祉用具購入費 ○住宅改修 ○特定施設入居者生活介護 ○居宅介護支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導 ○介護予防通所リハビリテーション ○介護予防短期入所生活介護 ○介護予防短期入所療養介護 (医療型ショートステイ) ○介護予防福祉用具貸与 ○特定介護予防福祉用具購入費 ○介護予防住宅改修 ○介護予防特定施設入居者生活介護 ○介護予防支援
施設サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○介護老人福祉施設 ○介護老人保健施設 ○介護医療院 	
地域密着型サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○夜間対応型訪問介護 ○地域密着型通所介護 ○認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○認知症対応型共同生活介護 ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ○看護小規模多機能型居宅介護 	<ul style="list-style-type: none"> ○介護予防認知症対応型通所介護 ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護

(1) 居宅（介護予防）サービス

居宅(介護予防)サービスは、自宅で生活する人を対象とした介護保険の介護サービスです。高齢者が要介護状態にならないよう、また生活機能の維持・向上を図れるよう、介護保険事業所、介護支援専門員及び長寿包括支援センター(地域包括支援センター)が連携し、一人ひとりの状態に合ったケアプランの作成に向けた支援を行います。

要介護状態になった場合においても、できるだけ自宅での生活が続けられるよう、介護保険事業所と連携を図り、居宅介護サービスの提供基盤の充実に努めます。

介護保険事業所や介護支援専門員との協議を通じて、不足しているサービスの情報を収集するとともに、サービスの質の向上への働きかけを行います。

事業者指定権限のある県に対して、不足しているサービスについては積極的な事業者参入を要請するとともに、近隣市町村と連携し、事業者参入の情報をいち早く入手し、事業者等へ情報提供を行います。

①訪問介護

訪問介護員(ホームヘルパー)が家庭を訪問し、入浴、排泄、食事等の身体介護や、調理、洗濯、掃除等の生活援助を行うサービスです。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
計画値	人/月	371	370	375	406	410	417	452
実績値	人/月	404	392	395				

*令和5年度は見込値

②訪問入浴介護/介護予防訪問入浴介護

介護が必要な人の家庭を訪問し、浴槽搭載の入浴車などから家庭内に浴槽を持ち込んで入浴の介護を行うサービスです。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
計画値	人/月	35	32	31	31	32	33	38
実績値	人/月	32	30	37				

予防 給付	単位	第8期			第9期			中期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
計画値	人/月	0	0	0	0	0	0	0
実績値	人/月	0	0	0				

*令和5年度は見込値

③訪問看護／介護予防訪問看護

主治医の指示に基づき、看護師や保健師が家庭を訪問して、在宅療養上の看護や必要な診療の補助、家族等への指導、助言を行うサービスです。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
計画値	人／月	179	179	180	263	265	270	295
実績値	人／月	180	211	256				

予防 給付	単位	第8期			第9期			中期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
計画値	人／月	25	26	27	32	32	32	32
実績値	人／月	34	36	22				

*令和5年度は見込値

④訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション

主治医の指示に基づき、理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問して、日常生活上の自立援助のために必要な機能訓練を行うサービスです。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
計画値	人／月	150	155	155	97	98	98	107
実績値	人／月	133	113	93				

予防 給付	単位	第8期			第9期			中期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
計画値	人／月	27	28	29	26	26	26	25
実績値	人／月	29	28	22				

*令和5年度は見込値

⑤ 居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導

医師・歯科医師・薬剤師などが家庭を訪問して、在宅療法に関する相談や指導を行うサービスです。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
計画値	人／月	160	158	158	249	252	256	278
実績値	人／月	185	202	240				

予防 給付	単位	第8期			第9期			中期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
計画値	人／月	2	2	2	13	13	13	15
実績値	人／月	4	7	13				

*令和5年度は見込値

⑥ 通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターなどに通い、入浴、食事の提供、相談・助言等、日常生活上の支援や機能訓練などを行うサービスです。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
計画値	人／月	849	870	879	730	737	747	822
実績値	人／月	755	728	719				

*令和5年度は見込値

⑦通所リハビリテーション（デイケア）／介護予防通所リハビリテーション

老人保健施設や医療機関に通い、主治医の指示に基づき、心身機能の維持回復と日常生活上の自立援助のために必要なリハビリテーションを行うサービスです。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
計画値	人／月	156	160	163	184	186	189	205
実績値	人／月	155	166	179				

予防 給付	単位	第8期			第9期			中期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
計画値	人／月	49	51	52	63	64	65	67
実績値	人／月	53	56	60				

*令和5年度は見込値

⑧短期入所生活介護（ショートステイ）／介護予防短期入所生活介護

特別養護老人ホームなどに短期入所し、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の支援を行うサービスです。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
計画値	人／月	270	284	289	224	219	222	250
実績値	人／月	232	229	215				

予防 給付	単位	第8期			第9期			中期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
計画値	人／月	0	0	0	1	2	2	2
実績値	人／月	2	1	1				

*令和5年度は見込値

⑨短期入所療養介護（医療型ショートステイ）／介護予防短期入所療養介護

老人保健施設に短期間入所し、医学的管理のもとで、介護、機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うサービスです。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
計画値	人／月	23	23	24	33	35	35	38
実績値	人／月	11	12	32				

予防 給付	単位	第8期			第9期			中期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
計画値	人／月	0	0	0	0	0	0	0
実績値	人／月	0	0	0				

*老健と病院等の合計で記載
*令和5年度は見込値

⑩特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームと軽費老人ホーム等(以下、特定施設)に入居している要介護者に対し、特定施設サービス計画(施設ケアプランに相当)に沿って、介護サービス・家事援助サービス・生活や健康に関する相談など、要介護者が日常生活を送るにあたって必要な支援を行うサービスです。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
計画値	人／月	37	38	38	31	31	31	34
実績値	人／月	33	28	30				

予防 給付	単位	第8期			第9期			中期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
計画値	人／月	0	0	0	2	2	2	2
実績値	人／月	2	3	2				

*令和5年度は見込値

⑪福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与

車いす、介護用ベッドなど要介護者の日常生活の自立を助ける用具や福祉機器を貸与するサービスです。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
計画値	人／月	1,023	1,028	1,033	1,061	1,073	1,092	1,183
実績値	人／月	1,034	1,037	1,032				

予防 給付	単位	第8期			第9期			中期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
計画値	人／月	257	273	280	235	237	239	251
実績値	人／月	255	254	227				

*令和5年度は見込値

⑫特定福祉用具購入費／特定介護予防福祉用具購入費

福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排泄などの福祉用具購入に必要な費用の一部を支給するサービスです。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
計画値	人／月	15	14	14	25	25	26	28
実績値	人／月	14	15	24				

予防 給付	単位	第8期			第9期			中期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
計画値	人／月	8	9	9	6	6	6	6
実績値	人／月	5	4	5				

*令和5年度は見込値

⑬住宅改修／介護予防住宅改修

自宅で生活が続けられるように、段差の解消や手すりの取り付けなど住宅の改修に必要な費用の一部を支給するサービスです。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
計画値	人／月	5	5	5	11	11	11	12
実績値	人／月	6	5	11				

予防 給付	単位	第8期			第9期			中期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
計画値	人／月	7	7	7	4	4	4	4
実績値	人／月	3	3	4				

*令和5年度は見込値

⑭居宅介護支援／介護予防支援

要介護者等が居宅サービスを適切に受けられるよう、介護支援専門員が、要介護者の心身の状況、置かれている環境、意向等を勘案して、居宅サービス計画(ケアプラン)を作成するとともに、当該計画に基づく居宅サービスの提供が確保されるよう、介護事業者との連絡・調整等を行います。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
計画値	人／月	1,616	1,633	1,655	1,636	1,652	1,679	1,820
実績値	人／月	1,556	1,574	1,591				

予防 給付	単位	第8期			第9期			中期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
計画値	人／月	301	314	324	288	290	293	306
実績値	人／月	312	307	276				

*令和5年度は見込値

(2) 施設サービス

施設サービスは、要介護認定で要介護1から5の認定を受けた人が、介護保険法で定められた施設を利用するサービスです。

ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加に伴い、施設の利用ニーズは今後さらに高まることが予想されます。また、介護離職の防止に向けて、施設利用の増加が見込まれるため、事業実態を把握しながら入所待機者の情報収集に努め、必要に応じて事業者指定権限のある県に対して施設整備を要請します。

広域的な利用実態があるため、サービスの質的・量的な水準の向上を目指して、近隣他市町村や県との連携を進めます。

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

入院治療の必要はないが自宅で生活を継続するのが困難な要介護者に対して、施設サービス計画（施設ケアプラン）に基づき、入浴や排泄、食事、相談など日常生活上の介護、機能訓練などを提供する施設サービスです（要介護3以上）。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
計画値	人/月	312	312	314	308	317	317	372
実績値	人/月	282	294	308				

*令和5年度は見込値

②介護老人保健施設（老健）

病状が安定している要介護者に対して、在宅復帰を目指し、看護・介護サービスを中心とした医療ケア、機能訓練などを提供する施設サービスです。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
計画値	人/月	199	199	199	219	220	221	241
実績値	人/月	229	223	205				

*令和5年度は見込値

③介護医療院

日常的な医療的ケアが必要な重度介護者の受け入れと看取り・終末期ケアの機能と、生活施設としての機能を備える施設サービスです。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
計画値	人/月	11	22	22	11	11	11	13
実績値	人/月	8	10	11				

*令和5年度は見込値

(3) 地域密着型（介護予防）サービス

地域密着型（介護予防）サービスは、地域の特性に合ったサービスを地域住民に向けて提供するために、市が指定した事業者によって提供されるサービスです。

整備計画に基づきサービスが提供できるよう、市ホームページ等で事業者を広く募集し、事業者の参入を促します。

事業者の指定にあたっては、公平・公正なしくみを構築し、より質の高いサービス提供を目指します。

事業の透明性を図る観点から、「笛吹市地域密着型サービス運営に関する委員会」において協議を進めながら、計画目標を超えるサービスは抑制する等、地域の実情に応じた指定を行います。

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的、または密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスです。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
計画値	人/月	17	16	17	16	16	26	27
実績値	人/月	14	16	14				

*令和5年度は見込値

② 夜間対応型訪問介護

夜間の定期的巡回や、夜間に通報を受けた場合に、訪問介護を実施するサービスです。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
計画値	人/月	0	0	0	0	0	0	0
実績値	人/月	0	0	0				

*令和5年度は見込値

③地域密着型通所介護（小規模デイ）

利用定員 18 人以下の通所介護施設で、介護、日常生活上の世話や機能訓練などを受けるサービスです。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
計画値	人/月	278	289	294	285	288	293	316
実績値	人/月	284	271	277				

*令和5年度は見込値

④認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護

認知症の人に対応したメニューで実施する通所介護(デイサービス)サービスです。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
計画値	人/月	3	3	3	2	3	3	3
実績値	人/月	2	1	0				

予防 給付	単位	第8期			第9期			中期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
計画値	人/月	0	0	0	0	0	0	0
実績値	人/月	0	0	0				

*令和5年度は見込値

⑤小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護

29人以下が登録し、様態に応じて15人以下が通いや訪問介護、9人以下が泊まりを併用できるサービスです。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
計画値	人/月	53	53	54	41	43	44	48
実績値	人/月	46	49	42				

予防 給付	単位	第8期			第9期			中期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
計画値	人/月	2	2	2	5	5	5	6
実績値	人/月	2	2	4				

*令和5年度は見込値

⑥認知症対応型共同生活介護（グループホーム）／介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の高齢者が共同で生活できる住居(グループホーム)を利用するサービスです。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
計画値	人/月	117	117	117	119	121	122	135
実績値	人/月	103	112	113				

予防 給付	単位	第8期			第9期			中期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
計画値	人/月	0	0	0	1	1	1	1
実績値	人/月	1	1	1				

*令和5年度は見込値

⑦地域密着型特定施設入居者生活介護

29人以下が入所できる小規模の介護専用型特定施設(有料老人ホーム等)を利用するサービスです。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
計画値	人/月	22	42	42	35	35	35	41
実績値	人/月	17	19	33				

*令和5年度は見込値

⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

29人以下が入所できる小規模の特別養護老人ホーム(要介護3以上)を利用するサービスです。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
計画値	人/月	163	163	192	165	165	165	181
実績値	人/月	159	165	160				

*令和5年度は見込値

⑨看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供するサービスです。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
計画値	人/月	29	29	58	27	28	29	29
実績値	人/月	28	26	25				

*令和5年度は見込値

■地域密着型サービスの整備予定

高齢者が、要介護状態になっても住み慣れた地域(自宅)で、いつまでも自分らしい生活を送ることができるようサービスの整備を進めます。

本計画期間中には、在宅介護実態調査にも今後充実して欲しいサービスとして要望が多かったヘルパーの相談や訪問をいつでも受けられるサービスである、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を1カ所整備します。

今後も、住み慣れた地域を離れずに高齢者がサービスを受けることができるよう、事業所の指定や指導を行います。

(単位:事業所)

サービス	第8期	第9期			第9期終了 時点整備数
	令和5年度末 の整備状況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和8年度末
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	—	1カ所追加	—	2
夜間対応型訪問介護	0	—	—	—	0
地域密着型通所介護	16	—	—	—	16
認知症対応型通所介護	1	—	—	—	1
小規模多機能型居宅介護	3	—	—	—	3
認知症対応型共同生活介護	7	—	—	—	7
地域密着型特定施設入居者生活介護	2	—	—	—	2
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	6	—	—	—	6
看護小規模多機能型居宅介護	1	—	—	—	1

第2節 地域支援事業の充実

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、地域の実情に応じて、地域住民などの様々な主体による多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進するとともに、要支援者の多様なニーズに応える効果的かつ効率的な体制の確立を目指すものです。

■介護予防・生活支援サービス事業(要支援1・2、総合事業該当の人)

- ①訪問型サービス(予防)
- ②通所型サービス(予防)
- ③生活支援サービス(配食、見守り等)
- ④介護予防ケアマネジメント(介護予防プラン作成等)

■一般介護予防事業(市の全ての第1号被保険者)

- ①介護予防普及啓発事業
- ②地域介護予防活動支援事業 など

(2) 包括的支援事業

笛吹市では、地域包括支援センターの業務を担う長寿包括支援センターに配属された専門職の専門知識や技能等を生かしながら、高齢者やその家族への総合的な支援を行っています。

■地域包括支援センターの運営

- ①総合相談支援事業
- ②権利擁護事業(高齢者虐待防止、成年後見制度等)
- ③包括的・継続的ケアマネジメント(再掲)(ケアマネジャーの指導・情報提供)
- ④介護予防ケアマネジメント(再掲)(第1号被保険者の介護予防プラン作成等)

■社会保障充実分

- ①在宅医療・介護連携推進事業
- ②認知症施策の推進
- ③生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター、協議体)
- ④地域ケア会議の充実

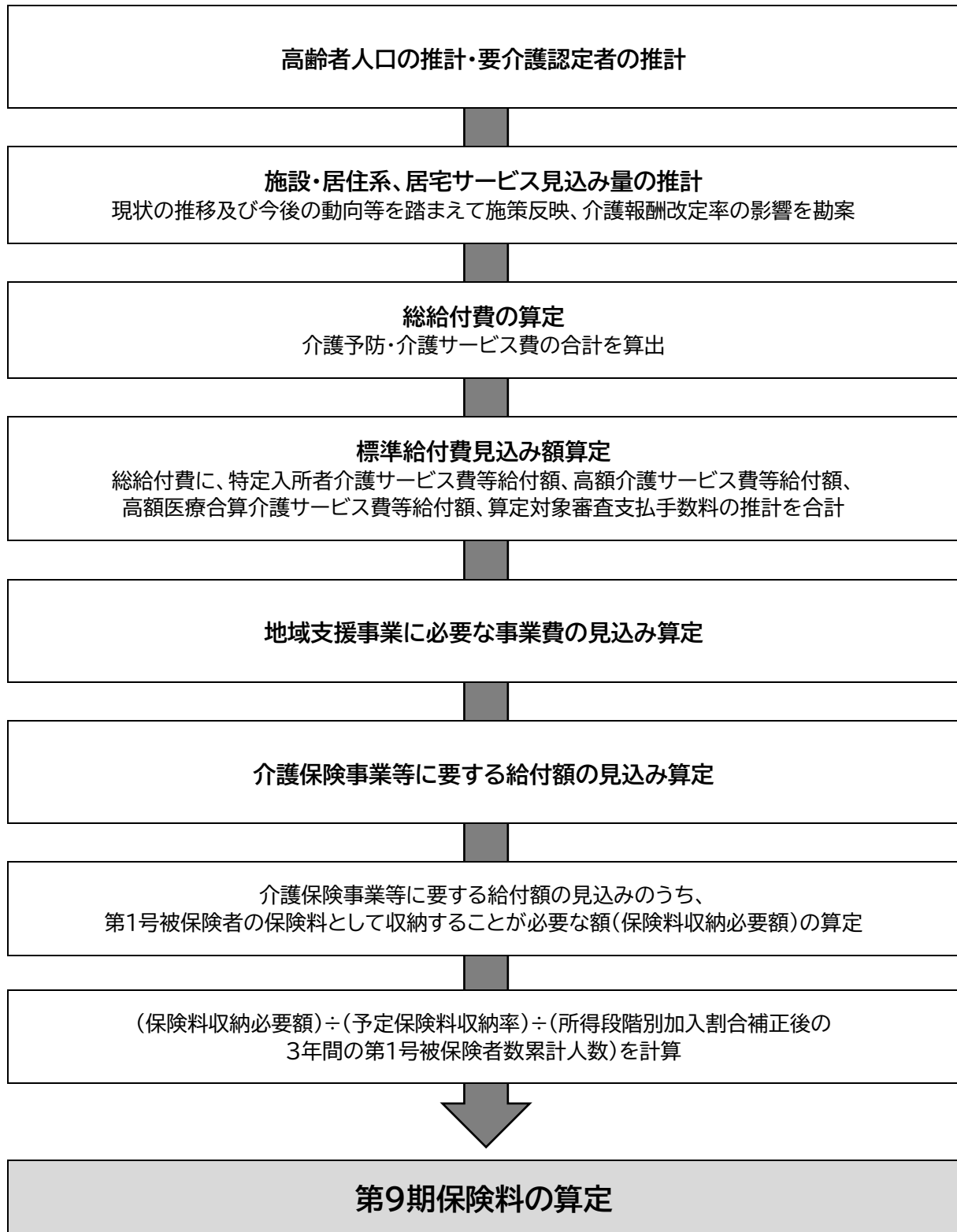
(3) 任意事業

介護保険事業の運営の安定化及び高齢者の自立した日常生活の支援のために行う事業です。

- ①介護給付費適正化事業(介護事業者の指導、給付費の審査等)
- ②家族介護支援事業(家族介護教室、紙おむつ助成、高齢者見守り等)
- ③その他の事業(認知症サポーター養成、介護サービス相談員派遣等)

第3節 介護保険料の設定

第1号被保険者の保険料算定の流れは次のとおりです。



(1) 給付費の見込み

①介護給付費

介護給付費は、要介護1～5を対象とした介護サービスについて、総費用の1割(または2割、3割)を自己負担、残りを介護保険特別会計から給付するものです。要介護度別のサービス見込み量を踏まえて推計した結果、3年間で約175億円となります。

1. 居宅サービス給付費

(年額)単位:千円

	単位	第9期			中期
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
訪問介護	年額	288,121	291,820	297,087	322,142
	回/月	7,095.0	7,182.0	7,314.3	7,916.1
	人/月	406	410	417	452
訪問入浴介護	年額	25,434	26,358	27,267	31,647
	回/月	174.2	180.2	186.5	216.3
	人/月	31	32	33	38
訪問看護	年額	148,527	149,794	152,729	167,577
	回/月	2,009.0	2,023.9	2,063.8	2,261.6
	人/月	263	265	270	295
訪問リハビリテーション	年額	38,905	39,300	39,300	43,110
	回/月	1,093.1	1,102.7	1,102.7	1,209.9
	人/月	97	98	98	107
居宅療養管理指導	年額	23,899	24,228	24,613	26,692
	人/月	249	252	256	278
通所介護	年額	855,242	864,426	877,374	965,560
	回/月	8,650.0	8,733.0	8,858.6	9,750.7
	人/月	730	737	747	822
通所リハビリテーション	年額	156,104	158,168	161,150	173,878
	回/月	1,471.0	1,487.4	1,512.6	1,638.4
	人/月	184	186	189	205
短期入所生活介護	年額	384,974	374,955	380,622	429,970
	日/月	4,049.5	3,951.0	4,009.1	4,518.9
	人/月	224	219	222	250
短期入所療養介護 (老健)	年額	38,029	38,699	38,699	41,989
	日/月	284.0	289.0	289.0	313.9
	人/月	28	29	29	31
短期入所療養介護 (病院等)	年額	12,470	14,957	14,957	17,493
	日/月	121.0	144.4	144.4	169.8
	人/月	5	6	6	7
短期入所療養介護 (介護医療院)	年額	0	0	0	0
	日/月	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0
福祉用具貸与	年額	159,276	161,254	164,175	178,212
	人/月	1,061	1,073	1,092	1,183
特定福祉用具購入費	年額	8,056	8,056	8,402	8,998
	人/月	25	25	26	28
住宅改修費	年額	8,121	8,121	8,121	8,689
	人/月	11	11	11	12
特定施設入居者生活介護	年額	73,903	73,996	73,996	81,200
	人/月	31	31	31	34
居宅サービス費小計(A)	年額	2,221,061	2,234,132	2,268,492	2,497,157

※単位未満四捨五入のため、数値が一致しない場合があります。

2. 地域密着型サービス給付費

(年額)単位:千円

	単位	第9期			中期
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	年 額	32,091	32,320	56,726	57,799
	人/月	16	16	26	27
夜間対応型訪問介護	年 額	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
地域密着型通所介護	年 額	291,165	295,351	300,929	324,600
	回/月	2,947.1	2,982.6	3,036.9	3,272.0
	人/月	285	288	293	316
認知症対応型通所介護	年 額	1,078	1,883	1,883	1,883
	回/月	9.0	14.0	14.0	14.0
	人/月	2	3	3	3
小規模多機能型居宅介護	年 額	87,150	91,598	93,767	102,978
	人/月	41	43	44	48
認知症対応型共同生活介護	年 額	366,964	373,601	376,652	416,970
	人/月	119	121	122	135
地域密着型特定施設入居者 生活介護	年 額	78,723	78,823	78,823	92,158
	人/月	35	35	35	41
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	年 額	549,523	550,218	550,218	607,526
	人/月	165	165	165	181
看護小規模多機能型居宅介護	年 額	104,655	108,937	112,529	114,865
	人/月	27	28	29	29
地域密着型サービス費小計 (B)	年 額	1,511,349	1,532,731	1,571,527	1,718,779

3. 施設サービス給付費

(年額)単位:千円

	単位	第9期			中期
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護老人福祉施設	年 額	926,329	954,265	954,265	1,119,416
	人/月	308	317	317	372
介護老人保健施設	年 額	750,021	754,401	757,832	829,160
	人/月	219	220	221	241
介護医療院	年 額	51,967	52,032	52,032	61,572
	人/月	11	11	11	13
施設サービス費小計 (C)	年 額	1,728,317	1,760,698	1,764,129	2,010,148

4. 居宅介護支援給付費

(年額)単位:千円

	単位	第9期			中期
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
居宅介護支援	年額	299,776	303,241	308,400	334,479
	人/月	1,636	1,652	1,679	1,820
居宅介護支援費小計(D)	年額	299,776	303,241	308,400	334,479

※単位未満四捨五入のため、数値が一致しない場合があります。

介護給付費計

単位:千円

	第9期			中期
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
居宅サービス 小計(A)	2,221,061	2,234,132	2,268,492	2,497,157
地域密着型サービス 小計(B)	1,511,349	1,532,731	1,571,527	1,718,779
施設サービス 小計(C)	1,728,317	1,760,698	1,764,129	2,010,148
居宅介護支援 小計(D)	299,776	303,241	308,400	334,479
介護給付費計(E)	5,760,503	5,830,802	5,912,548	6,560,563

※単位未満四捨五入のため、数値が一致しない場合があります。

②介護予防給付費

介護予防給付費は、要支援1～2を対象とした介護予防サービスについて、総費用の1割(または2割、3割)を自己負担、残りを介護保険特別会計から給付するものです。要介護度別のサービス見込み量を踏まえて推計した結果、3年間で約2.8億円となります。

1. 介護予防サービス給付費

(年額)単位:千円

	単位	第9期			中期
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護予防訪問入浴介護	年 額	0	0	0	0
	回/月	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0
介護予防訪問看護	年 額	9,472	9,484	9,484	9,484
	回/月	153.6	153.6	153.6	153.6
	人/月	32	32	32	32
介護予防訪問リハビリテーション	年 額	9,081	9,092	9,092	8,719
	回/月	269.9	269.9	269.9	259.0
	人/月	26	26	26	25
介護予防居宅療養管理指導	年 額	1,160	1,162	1,162	1,361
	人/月	13	13	13	15
介護予防通所リハビリテーション	年 額	25,114	25,640	26,134	26,663
	人/月	63	64	65	67
介護予防短期入所生活介護	年 額	469	938	938	938
	日/月	7.8	15.6	15.6	15.6
	人/月	1	2	2	2
介護予防短期入所療養介護 (老健)	年 額	0	0	0	0
	日/月	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 (病院等)	年 額	0	0	0	0
	日/月	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 (介護医療院)	年 額	0	0	0	0
	日/月	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	年 額	18,398	18,552	18,707	19,649
	人/月	235	237	239	251
特定介護予防福祉用具購入費	年 額	1,931	1,931	1,931	1,931
	人/月	6	6	6	6
介護予防住宅改修費	年 額	3,733	3,733	3,733	3,733
	人/月	4	4	4	4
介護予防特定施設入居者生活介護	年 額	2,205	2,208	2,208	2,208
	人/月	2	2	2	2
介護予防サービス費小計 (F)	年 額	71,563	72,740	73,389	74,686

※単位未満四捨五入のため、数値が一致しない場合があります。

2. 地域密着型介護予防サービス給付費

(年額)単位:千円

	単位	第9期			中期
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護予防認知症対応型通所介護	年額	0	0	0	0
	回/月	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	年額	3,124	3,128	3,128	3,632
	人/月	5	5	5	6
介護予防認知症対応型共同生活介護	年額	2,447	2,450	2,450	2,450
	人/月	1	1	1	1
地域密着型介護予防サービス費小計(G)	年額	5,571	5,578	5,578	6,082

3. 介護予防支援給付費

(年額)単位:千円

	単位	第9期			中期
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護予防支援	年額	15,818	15,948	16,113	16,828
	人/月	288	290	293	306
介護予防支援費小計(H)	年額	15,818	15,948	16,113	16,828

介護予防給付費計

単位:千円

	第9期			中期
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護予防サービス 小計(F)	71,563	72,740	73,389	74,686
地域密着型介護予防サービス 小計(G)	5,571	5,578	5,578	6,082
介護予防支援 小計(H)	15,818	15,948	16,113	16,828
介護予防給付費計(I)	92,952	94,266	95,080	97,596

※単位未満四捨五入のため、数値が一致しない場合があります。

③標準給付費

介護給付費及び介護予防給付費の合計に、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料をあわせた標準給付費を試算すると、次のようになります。

単位:千円

	第9期			中期
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
総給付費	5,853,455	5,925,068	6,007,628	6,658,159
介護給付費 計 (E)	5,760,503	5,830,802	5,912,548	6,560,563
介護予防給付費 計 (I)	92,952	94,266	95,080	97,596
特定入所者介護サービス費等 給付額	272,615	274,857	277,413	303,093
高額介護サービス費等給付額	160,167	161,770	163,336	173,495
高額医療合算介護サービス費 等給付額	17,910	18,447	19,000	18,858
審査支払手数料	7,198	7,286	7,388	7,673
標準給付費計 (K)	6,311,345	6,387,428	6,474,765	7,161,277

※単位未満四捨五入のため、数値が一致しない場合があります。

④地域支援事業費

地域支援事業費は、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業・任意事業に係る費用の試算については次のようになります。

単位:千円

	第9期			中期
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	165,865	173,732	184,304	147,802
訪問介護相当サービス	21,854	22,275	22,695	18,540
訪問型サービス A	5,541	5,873	6,343	4,701
通所介護相当サービス	102,102	108,228	116,886	86,617
通所型サービス A	1,468	1,556	1,680	1,245
通所型サービス B	300	300	300	300
通所型サービス C	2,200	2,400	2,600	2,600
介護予防ケアマネジメント	17,000	17,500	18,000	18,000
介護予防普及啓発事業	3,300	3,500	3,700	3,700
地域介護予防活動支援事業	12,000	12,000	12,000	12,000
地域リハビリテーション活動支援事業	100	100	100	100
包括的支援事業・任意事業	178,779	179,493	180,224	180,224
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）	149,038	149,038	149,038	149,038
任意事業	16,448	16,764	17,080	17,080
包括的支援事業（社会保障充実分）	13,293	13,691	14,106	14,106
在宅医療・介護連携推進事業	3,519	3,870	4,218	4,218
生活支援体制整備事業	8,000	8,000	8,000	8,000
認知症初期集中支援推進事業	416	441	476	476
認知症地域支援・ケア向上事業	979	979	979	979
地域ケア会議推進事業	379	401	433	433
地域支援事業費計（L）	344,643	353,225	364,530	328,028

※単位未満四捨五入のため、数値が一致しない場合があります。

⑤介護保険事業費の総費用

①～④の費用の合計となる介護保険事業費の総費用は次のようになります。

単位:千円

	第9期			中期
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
標準給付費（K）	6,311,345	6,387,428	6,474,765	7,161,277
地域支援事業費（L）	344,643	353,225	364,530	328,028
介護保険事業費合計	6,655,988	6,740,653	6,839,295	7,489,305

※単位未満四捨五入のため、数値が一致しない場合があります。

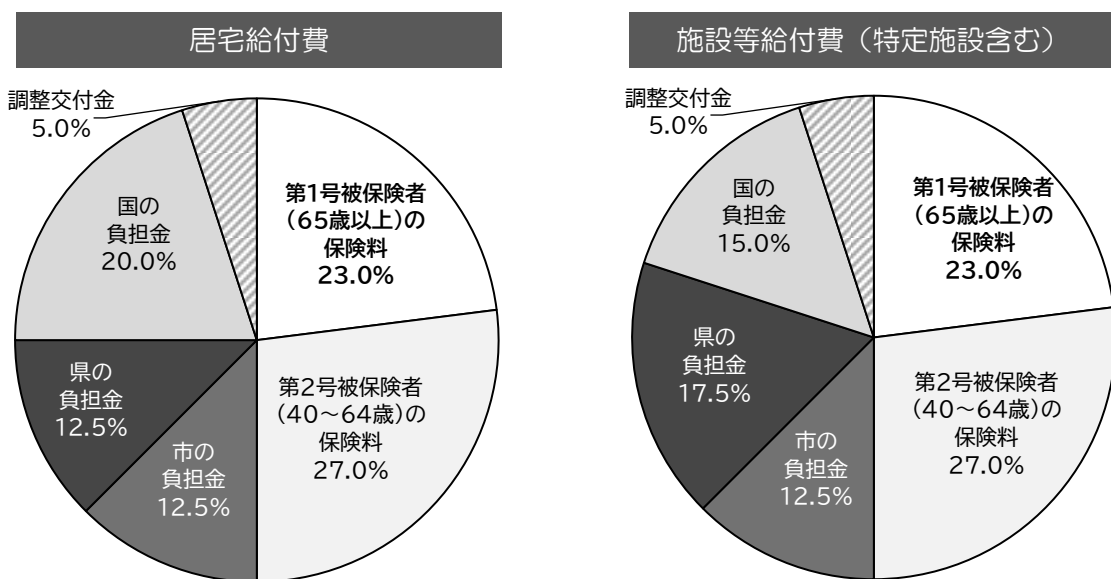
(2) 第9期介護保険料

介護保険を利用した場合、費用の1割(または2割、3割)を利用者が負担し、残り(介護給付費)は、介護保険財源により賄われることとなっています。

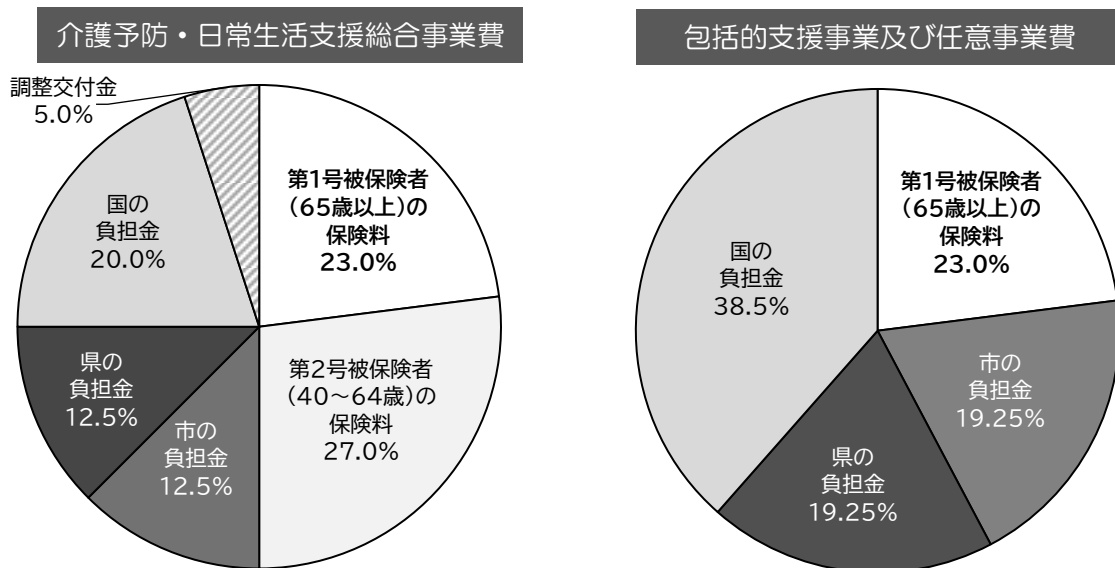
介護給付費は、被保険者の保険料と公費で50%ずつ負担することとなります。公費分は、国、都道府県、市町村がそれぞれ分担して負担し、保険料分は第1号被保険者及び第2号被保険者が負担します。

また、後期高齢者の割合や所得段階の割合により、保険者間で保険料に格差が生じないように、調整交付金が設けられています。

■標準給付費の財政内訳



■地域支援事業費の財政内訳



※後期高齢者の割合や高齢者の所得段階の割合により、国の負担金の調整が行われるため、国の負担金や第1号被保険者の保険料の割合は若干異なります。

介護保険給付費等や地域支援事業費の23%について、第1号被保険者がその所得段階に応じて、定額保険料として負担することになります。介護保険事業にかかる給付費及び被保険者数等を基に計算した、第1号被保険者の保険料は次のとおりです。

第9期保険料基準額：月額 6,000 円(年額 72,000 円)

■所得段階別の保険料

単位：円

所得段階	対象者	負担割合	保険料 (年額)	保険料 (月額)
第1段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者または生活保護の受給者 本人及び世帯全員が市民税世帯非課税かつ課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の者	0.285	20,520	1,710
第2段階	本人及び世帯全員が市民税世帯非課税かつ課税年金収入額＋合計所得金額が80万円超120万円以下の者	0.485	34,920	2,910
第3段階	本人及び世帯全員が市民税世帯非課税かつ課税年金収入額＋合計所得金額が120万円超の者	0.685	49,320	4,110
第4段階	本人が市民税非課税の者のうち、課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下で、同じ世帯に市民税課税者がいる者	0.9	64,800	5,400
第5段階 (基準額)	本人が市民税非課税の者のうち、課税年金収入額＋合計所得金額が80万円超で、同じ世帯に市民税課税者がいる者	1.0	72,000	6,000
第6段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が120万円未満の者	1.2	86,400	7,200
第7段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満の者	1.3	93,600	7,800
第8段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満の者	1.5	108,000	9,000
第9段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が320万円以上420万円未満の者	1.7	122,400	10,200
第10段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が420万円以上520万円未満の者	1.8	129,600	10,800
第11段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が520万円以上620万円未満の者	1.88	135,360	11,280
第12段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が620万円以上720万円未満の者	1.89	136,080	11,340
第13段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が720万円以上の者	1.9	136,800	11,400

※保険料は、第5段階の保険料を基準額として、各所得段階の負担割合を乗じて算出します。

※法改正に伴い、前年と所得が変わらなくても段階区分が変わる場合があります。

(3) 低所得者への配慮

介護保険制度のもとで、低所得者が介護サービスを円滑に利用できるよう、種々の配慮が制度上織り込まれています。

◆保険料について

○第1号保険料の低所得者軽減強化

所得段階第1段階から第3段階の保険料月額、基準額に対してそれぞれ公費を充てることで軽減しています。

対象となる所得段階	保険料(年額)	保険料基準額に対する保険料率
第1段階	32,760⇒20,520	0.455⇒0.285
第2段階	49,320⇒34,920	0.685⇒0.485
第3段階	49,680⇒49,320	0.690⇒0.685

○段階による保険料率の設定の弾力化

保険料の金額を決める所得段階の設定を、低所得者へ配慮し、第8期の11段階から第9期は13段階へと細分化し、負担割合を変更しています。

○一時的な保険料の徴収猶予・減免

次の事情等により、一時的に負担能力が低下した場合に、保険料の減免、徴収猶予を行います。

- ①災害を受けた場合
- ②生計維持者が死亡、長期入院等により収入が著しく減少した場合
- ③生計維持者の収入が、事業または業務の休廃止、失業等により著しく減少した場合

○納付困難者に対する保険料減免

介護保険料の納付が困難な人は減免制度があります。次の全てに該当する人が対象です。

- ①住民税世帯非課税の人
- ②前年度収入金額の合計が120万円以下の人
(世帯2人の場合を基準として、3人以上は世帯員1人につき35万円を加算した額)
- ③住民税課税者に扶養されていない人
(税法上の扶養親族、健康保険等の被扶養者、給与計算上の扶養親族になっていない人)
- ④世帯全員の預貯金等の合計が350万円以下の人
- ⑤世帯全員が居住用資産以外に処分できる資産を持っていない人

◆利用料について

○社会福祉法人等介護保険利用者負担額の軽減

社会福祉法人等が提供する介護給付サービス等について、これを利用した際の利用者負担額を軽減し、利用の促進を図ります。

○利用料の特例

次の特別な事情により、在宅介護サービス費等の1割負担が困難と認めた要介護者等に対し、介護保険給付率について9割を超え10割以下の割合に引き上げます。

- ①災害を受けた場合
- ②生計維持者が死亡、長期入院等により収入が著しく減少した場合
- ③生計維持者の収入が、事業または業務の休廃止、失業等により著しく減少した場合

第4節 適正な保険給付の実施（笛吹市介護給付適正化計画）

施策の方向性

持続可能な介護保険制度の維持のためにも、介護給付適正化に関する主要3事業の実施を中心に、利用者本位の適切なサービスの確保と給付の適正な運用を図ります。なお、本節を笛吹市介護給付適正化計画と位置付けます。

（1）保険給付及び要介護認定審査の適正化

施策名	① 給付費適正化事業			担当課	介護保険課	
<ul style="list-style-type: none"> ●介護保険サービスの受給資格、給付内容及びケアプラン等の内容を一体的に確認するとともに介護事業者への指導・助言と利用者への通知等に取り組むことで、利用者本位の適切なサービスの確保と給付の適正な運用を図ります。 ●住宅改修や福祉用具購入の申請時には、書類審査と併せ、利用の必要性を介護支援専門員（ケアマネジャー）、リハビリテーション専門職、福祉住環境コーディネーター等の支援関係者への聞き取りや、現地調査を実施します。 ●国保連合会の介護給付システムを活用し、サービス内容とケアプランの整合性を確認し、適切な介護保険サービスの利用につなげていきます。 ●主要3事業の取組状況については、市のホームページ等を通じて公表します。 						
【主要3事業】要介護認定の適正化、ケアプランの点検、医療情報との突合・縦覧点検						
指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ケアプランの点検件数	19	15	16	14	14	14
住宅改修申請の現地確認実施件数	0	1	5	5	5	5
介護サービス事業者への運営指導回数	21	23	23	19	19	21

*令和5年度は見込値

施策名	② 介護サービス相談員派遣事業			担当課	介護保険課	
<ul style="list-style-type: none"> ●市が委嘱している介護サービス相談員が、介護サービス施設・事業所に訪問し、利用者の疑問や不満、不安を受け付け、介護サービス提供事業者及び行政との橋渡しをすることにより、問題の改善や介護サービスの質の向上につなげます。 ●事業所の声を聞く場として介護サービス相談員と事業所の情報交換会を開催していきます。 						

施策名	③ 要介護認定調査事業			担当課	介護保険課	
<ul style="list-style-type: none"> ●要介護認定を申請した人に対して、認定調査員が自宅を訪問し、心身の様子や行動などについて聞き取り調査を行い、要介護度を決定するために必要な調査票作成のための訪問調査を実施します。 ●認定調査員は、公平・公正かつ適切な認定調査の実施が行えるよう、定期的に研修を受講し、資質向上に努めます。 						
指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認定調査員対象の研修受講回数	1	1	1	1	1	1

*令和5年度は見込値

施策名	④ 介護認定審査会事業			担当課	介護保険課	
<ul style="list-style-type: none"> ●認定調査とコンピューターによる1次判定・主治医の意見書を踏まえ、要介護度・有効期間を判断するための審査会を実施します。 ●認定調査員や関係機関と連携を図り、迅速な認定判定を進めます。 						

(2) 介護保険制度の周知

介護保険制度の理解と適切な利用を促進するため、市民に対する普及啓発とサービス利用者に対する情報提供を行います。市民に対する制度の普及啓発として、市ホームページや広報誌への掲載、本計画ダイジェスト版の配布、保険料通知の送付等、多様な媒体を活用して制度の意義やしくみの普及啓発に努めます。また、利用者の適切なサービス選択を支援するため、介護事業者に関する情報を迅速かつ的確に提供します。

(3) 介護人材確保に向けた取組

今後さらに高齢化が進み、介護医療、生活支援、認知症対策などのニーズはますます増えていくと予測されます。そのような中、介護分野で働く専門職の人材確保に向けた取組を検討します。

広域的な取組を実施している山梨県福祉総合支援センターや関係機関の取組を情報発信し、それらの活用を勧めていきます。

福祉・介護について理解を促進するための体験型・参加型イベントなど、介護の魅力を感じてもらえる場を介護保険事業所と連携し開催していきます。

（４）自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化

① 自立支援・重度化防止に向けた取組の推進

高齢者の自立支援や重度化防止の取組の推進のため、市町村の保険者機能強化のしくみが導入されています。

各市町村が地域の実情に則して、高齢者の自立支援や重度化防止の取組についての目標、介護給付等に要する費用の適正化に関する取組についての目標を設定し、それらの目標に対する実績評価及び評価結果の公表を行います。

本市では、第8期計画期間の実績及び評価結果(インセンティブ等)について、介護保険運営協議会において報告するほか、市ホームページにおいて公表していきます。

② 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施等

高齢者の心身の多様な課題に対するきめ細かな支援に向けて、後期高齢者の保健事業については、市町村において介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施する体制が整えられました。

今後は、保健・医療部門との連携を図りながら、高齢者の疾病の重症化予防と、介護予防の一体的な実施を「通いの場」などを活用しながら取り組みます。

③ リハビリテーション指標の設定

本市では、要介護・要支援者が必要性に応じてリハビリテーションサービスを利用できるよう、医療保険で実施する急性期・回復期のリハビリテーションから、介護保険で実施する維持期(生活期)リハビリテーションへ、切れ目ないサービス提供体制の構築を目指します。

第9期計画においては、次のとおり目標を設定し、進捗管理を行うとともに、必要に応じて取組の見直しを行います。

■リハビリテーション関連施設数

指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問リハビリテーション	6	6	6	6	6	6
通所リハビリテーション	7	7	7	7	7	7
介護老人保健施設	3	3	3	3	3	3

※介護保険における介護サービス提供施設や事業所の物的資源、人的資源、地域の状態像等を表す指標

※施設数は、年度中に1回以上サービス提供実績のある市内の施設・事業所数

■施設利用率

指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問リハビリテーション	4.99	4.40	3.73	3.63	3.62	3.59
通所リハビリテーション	6.40	6.89	6.81	7.28	7.31	7.35
介護老人保健施設	7.04	6.94	6.55	6.46	6.43	6.40

※介護サービス提供施設や居宅介護支援事業所との連携、事業所の活動や、事業所や施設間の連携体制を測る指標
 ※「利用率(%)」は、サービス受給者の最新月までの総和を認定者数で除した後、当該年度の月数で除した数

*令和5年度は見込値

④ 保険者機能強化推進交付金等の活用

保険者機能強化推進交付金は、各保険者が実施する自立支援・重度化防止の取組を評価し、国で設定した評価指標の達成状況に応じ配分されるものです。交付金は、地域支援事業等における第1号被保険者保険料負担分に充当することとされています。

第9期計画期間中においては、これら交付金等を活用し、自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組を推進します。

⑤ 自立支援及び重度化防止等施策の目標設定と達成状況の評価

第9期計画においては、次のとおり目標を設定し、進捗の管理と必要に応じた施策・事業の見直しを行います。

■高齢者の自立支援及び重度化防止に関する目標

指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
いきいき百歳体操、通いの場又は通所B等団体数【再掲】	44	46	48	50	52	54
地域ケア会議等における個別事例の検討件数【再掲】	32	38	38	40	40	40

*令和5年度は見込値

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる社会の実現に向けて、行政のみならず、市民や介護事業者、関係団体等との協働・連携により推進します。

特に、社会福祉協議会をはじめ、地域活動団体、NPO、ボランティア活動団体等、地域福祉に関わる多様な団体・機関との連携が重要となります。今後は、活動への支援をはじめ、人材の発掘等の支援を行います。また、地域包括支援センター(長寿包括支援センター)を中心としたネットワーク整備が重要となるため、「笛吹市地域包括支援センター運営協議会」をはじめとした協議の場を通じて地域包括支援センター(長寿包括支援センター)の機能強化を図るとともに、関係機関、庁内関係課等による協議の場を設け、笛吹市の実情に応じた地域包括ケア体制の深化・推進を図ります。

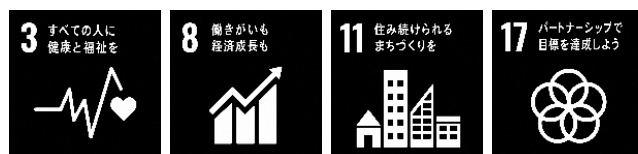
2 計画の進捗管理

本計画のうち、介護保険事業計画については、進捗状況や達成状況を毎年度「笛吹市介護保険運営協議会」に報告し、検証します。また、地域包括ケア「見える化」システムを活用し他の保険者と比較すること等により、笛吹市及び日常生活圏域ごとの特徴、課題を把握し、計画や目標の見直しに反映します。国、山梨県等と連携を図り、法律や制度の改正等に柔軟に対応します。

計画を円滑に推進していくためには、市民の理解と協力が不可欠です。そのため、広報誌、ホームページ、ケーブルテレビなど、市民が活用しやすい媒体や座談会を利用して本計画の周知を図るとともに、市役所や図書館、市の公共施設に手に取りやすい形で計画書を配置します。また、本計画の達成状況等について、情報公開を積極的に進めます。

3 SDGsの推進

SDGs(Sustainable・Development・Goals・持続可能な開発目標)は、平成27年9月の国連サミットで採択された令和12年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。「誰一人取り残さない」という理念のもと、17のゴールと169のターゲットから構成されており、世界各国の共通目標となっています。本計画においても、第二次笛吹市総合計画で定めたSDGsの目標を念頭に、市民・団体・事業者など、多様な主体と連携・協働しながら、SDGsの目標達成につなげるまちづくりに取り組みます。なお、本計画と関連する主な目標は次のとおりです。



資料編

1 笛吹市介護保険運営協議会規則

平成 16 年 10 月 12 日

規則第 79 号

(設置)

第 1 条 介護保険に関する施策の企画立案及びその実施が、基本理念にのっとり、市民の意見を十分に反映しながら円滑かつ適切に行われることに資するため、介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の組織及び定数)

第 2 条 協議会は、次に掲げる者のうちから委員 15 人以内で組織する。

- (1) 被保険者を代表する者
- (2) 介護保険関係組織団体を代表する者
- (3) 公益を代表する者

2 前項の委員は、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は 3 年とする。ただし、充て職の交代及び補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(協議事項)

第 5 条 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 117 条第 5 項に基づく協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画の策定変更に関する事。
- (2) 保険料の料率に関する事。
- (3) その他介護保険の運営に関する事。

(協議会の招集)

第 6 条 協議会は、会長がこれを招集する。

2 委員の過半数により招集の請求があったときは、会長はこれを招集しなければならない。

(会議)

第 7 条 協議会は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

附則

この規則は、平成 16 年 10 月 12 日から施行する。

附則(平成 18 年 8 月 1 日規則第 56 号)

この規則は、平成 18 年 8 月 1 日から施行する。

附則(平成 20 年 5 月 1 日規則第 23 号)

この規則は、公布の日から施行する。

2 笛吹市介護保険運営協議会委員名簿

任期:令和5年4月1日~令和8年3月31日

分野	団体名・役職	氏名	備考
被保険者	笛吹市連合区長会理事	雨宮 覚	副会長
	笛吹市シニアクラブ連合会副会長	飯田 三郎	
	笛吹市シニアクラブ連合会副会長	内藤 桂子	
介護保険 関係団体	笛吹市医師会代表	佐藤 吉冲	
	笛吹地区歯科医師会代表	古屋 修	
	笛吹地区介護老人福祉施設代表	芦原 法子	
	笛吹市介護保険事業者連絡会会長	荻野 健	
	笛吹市社会福祉協議会事務局長	小尾 恭一	
公益団体	笛吹市民生委員児童委員協議会理事	竹内 稔	会長
	笛吹市民生委員児童委員協議会理事	飯野 久	
	笛吹市民生委員児童委員協議会理事	伊神 福陽	
	笛吹市赤十字奉仕団委員長	小林 ゆき江	
	笛吹市食生活改善推進員会副会長	吉田 小百合	

3 策定経過

日付	事項	内容
令和5年 2月	介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査 在宅介護実態調査	高齢者のための福祉施策や介護保険事業を円滑に実施していくための基本となる「笛吹市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」の策定にあたり、その基礎資料とするための調査を実施
8月7日	第1回笛吹市介護保険 運営協議会	市長より計画について諮問 (1)高齢者福祉事業・介護保険事業進捗状況について (2)笛吹市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定について
10月9日	第1回庁内会議	(1)高齢者福祉事業・介護保険事業進捗状況について (2)笛吹市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定について
10月23日	第2回笛吹市介護保険 運営協議会	(1)笛吹市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画素案について
12月5日	第2回庁内会議	(1)笛吹市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画素案について (2)介護保険料の算定について
12月12日	第3回笛吹市介護保険 運営協議会	(1)笛吹市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画素案について (2)介護保険料の算定について
令和6年 1月9日	第3回庁内会議	(1)笛吹市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画素案について (2)答申について
1月12日～ 2月5日	パブリック・コメント	計画案に対する市民意見の募集
1月16日	第4回笛吹市介護保険 運営協議会	(1)笛吹市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画素案について (2)答申について
2月8日	答申	介護保険運営協議会長より市長へ答申

4 諮問・答申

令和5年8月7日

笛吹市介護保険運営協議会会長 殿

笛吹市長 山下 政樹

笛吹市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の審議について（諮問）

介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画及び老人福祉法第20条の8第1項に規定する老人福祉計画を定めるにあたり、笛吹市介護保険運営協議会規則第5条の規定に基づき、次の事項を諮問します。

- 1 笛吹市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定に関すること
- 2 第9期介護保険料の料率に関すること
- 3 その他計画策定に関する重要事項について

令和6年2月8日

笛吹市長 山下 政樹 殿

笛吹市介護保険運営協議会
会長 竹内 稔

笛吹市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定について（答申）

令和5年8月7日付けにて諮問のありました笛吹市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画について、本協議会で審議を重ねた結果、計画案のとおり策定することを了承し、下記の意見を付して答申します。

記

- 1 長寿社会において、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けられるよう、4つの重点施策を中心に介護予防等に積極的に取り組むと共に、地域住民や地域の多様な主体が参画する共生社会を構築し、基本理念である「高齢者がいつまでも自分らしく暮らせるまち」を実現していただきたい。
- 2 介護を必要とする人へのサービス提供基盤を充実させるとともに、介護保険制度を継続していくために、介護保険サービスの質の向上や適正利用の促進、また、介護従事者の人材確保に向けた様々な取り組みを行い、介護保険事業の健全かつ円滑な運営に取り組んでいただきたい。

以上

5 用語集

	用語	説明
あ	いきいき百歳体操	椅子を使用し、DVDを見ながら手首足首に重りをつけて行う体操。約30分ずつ週1回の継続で、身体機能の維持・向上が期待できる。
	エンディングノート	本人が、死後どうしてほしいか記すもの。法的拘束力はないが、その人らしい最期を迎えられるようにするための手段として活用できる。
か	業務継続計画(BCP)	自然災害などの緊急事態に備え、重要な事業の継続や早期復旧のための方法・手段等を取り決めておく計画のこと。
	ケアプラン	介護を必要とする本人や家族の状況等を踏まえ、支援の方針や利用するサービスなどをまとめた「介護サービス計画書」のこと。
	ケアマネジャー (介護支援専門員)	ケアプランの作成や市、サービス事業者・施設等との連絡調整を行う専門職。
	言語聴覚士	話す 聞く 食べるなどのリハビリテーションを行う専門職。
さ	作業療法士	生活の中における作業や動作などを用いて、生活復帰に向けた訓練・指導・援助を行う専門職。
	生活支援コーディネーター	地域で生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けた調整を行う人材のこと。
	生活習慣病	食事や運動、休養、喫煙、飲酒など、生活習慣が深く関与し、それらが発症の要因となる疾患の総称。
た	ダブルケア	子育てと介護を同時に行うこと。介護者に大きな負担がかかる。
	地域ケア会議	高齢者の個別課題や地域課題の解決に向けた取り組みの検討や、地域資源の開発など、地域づくりにつなげる多職種連携の会議体。
	地域包括ケアシステム	高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができることを目指した、地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。
	地域包括支援センター	保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等の多職種連携により、住民の保健医療の向上と福祉の増進を包括的に支援するための施設。
	地域リハビリテーション活動支援事業	地域の介護予防の取組強化のために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へ、リハビリテーション専門職等の積極的な関与を促進する事業。
	チームオレンジ	認知症サポーターがチームを組んで、地域で暮らす認知症の人とその家族の見守りや支援を行うことを目的とした活動。

	用語	説明
な	認知症カフェ	認知症の人やその家族が、地域の人や医療・介護職、認知症サポーターなどと情報共有し、お互いを理解し合う場のこと。
	認知症サポーター	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人材のこと。
は	8050問題	長期にわたって引きこもり状態の子どもと、それを支える親などが、ともに年齢を重ねることで引き起こされる社会問題。
	バリアフリー化	高齢者や障がい者等が生活していく上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)する取組。
	フレイル	加齢とともに心身の活力(運動機能や認知機能等)が低下し、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態のこと。
や	ヤングケアラー	家族に介護・介助を必要とする人がいて、通常であれば大人が担うような内容の家事や介護などを日常的に行う、18歳未満の子どものこと。
	ユニバーサルデザイン	年齢や障がいの有無などにかかわらず、誰もが利用できることを想定したデザインや考え方。
ら	理学療法士	運動療法や物理療法などを用いて、自立した生活を送れるよう支援する専門職。
	老老介護	高齢者が、同じく高齢者の介護をする状況のこと。
A	ACP(人生会議)	将来の医療及びケアについて、本人や家族、近しい人、医療・ケアチームが、繰り返し話し合いを行い、本人による意思決定を支援する取組。
	BMI	身長と体重から肥満度を測る世界共通の指標。

笛吹市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

発行年月：令和6年3月

発行：笛吹市保健福祉部 長寿支援課・介護保険課

〒406-0031

山梨県笛吹市石和町市部800（保健福祉館内）